



福岡医発第 166 号 (地)
平成 29 年 4 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

厚生労働省「保険診療における指導・監査」のページ新設について

平成 29 年 3 月 11 日付福岡医発第 3351 号 (地)「平成 29 年度から実施する指導等の運用見直しについて」にてお知らせしておりましたが、今般、厚生労働省ホームページに「保険診療における指導・監査」のページが新設された旨、日本医師会より通知がありました。

下記添付資料が掲載されておりますので、貴会におかれましてもダウンロードの上ご活用ください。

なお、日本医師会といたしましては、引き続き厚生労働省当局と運用見直しの協議を進めていくとのことです。

記

- ・ 集団指導用資料 (保険診療の理解のために (平成 28 年度版))
- ・ 特定共同指導・共同指導における指摘事項 (平成 27 年度の主な指摘事項)
- ・ 関係法令等 (根拠規定、指導大綱・監査要綱、指導・監査の流れ)
- ・ 指導・監査の実施状況 (平成 27 年度)
- ・ 保険診療に関する照会先 (地方厚生局都道府県事務所一覧)

〔厚生労働省 保険診療における指導・監査のページURL〕
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryouhoken/shidou_kansa.html

以上

(保 9)

平成 2 9 年 4 月 7 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 純 一

厚生労働省「保険診療における指導・監査」のページ新設について

平成 2 9 年 3 月 8 日付け (保 262) にてお知らせしておりましたが、今般、厚生労働省はホームページに「保険診療における指導・監査」のページが新設されました。

本文書に添付いたしました集団指導用資料 (保険診療の理解のために (平成 2 8 年度版))、特定共同指導・共同指導における指摘事項 (平成 2 7 年度の主な指摘事項)、関係法令等 (根拠規定、指導大綱・監査要綱、指導・監査の流れ)、指導・監査の実施状況 (平成 2 7 年度)、保険診療に関する照会先 (地方厚生局都道府県事務所一覧) が掲載されておりますので、ダウンロードしてご活用くださいますようお願いいたします。

先日開催された代議員会で答弁しましたとおり、引き続き厚生労働省当局と運用見直しの協議を進めて参る所存でおりますので、ご指導の程よろしくお願いいたします。

〔厚生労働省 保険診療における指導・監査のページURL〕

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryouhoken/shidou_kansa.html



保険診療における指導・監査

集団指導用資料

[保険診療の理解のために【医科】\(平成28年度版\) \[934KB\]](#)
[保険診療の理解のために【歯科】\(平成28年度版\) \[1,584KB\]](#)
[保険調剤の理解のために\(平成28年度版\) \[2,399KB\]](#)

特定共同指導・共同指導における指摘事項

[平成27年度の主な指摘事項\(医科\) \[116KB\]](#)
[平成27年度の主な指摘事項\(歯科\) \[109KB\]](#)
[平成27年度の主な指摘事項\(薬局\) \[83KB\]](#)

関係法令等

[指導監査の根拠規程 \[58KB\]](#)
[指導大綱、監査要綱](#)
[指導・監査の流れ \[71KB\]](#)

指導・監査の実施状況

[平成27年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について](#)

保険診療に関する照会先

[地方厚生局都道府県事務所一覧](#)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話: 03-5253-1111(代表)
 Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

保険診療の理解のために

【医科】

（平成28年度）

厚生労働省保険局医療課医療指導監査室

目次

I	はじめに	- 3 -
II	保険医、保険医療機関の責務	- 3 -
1	保険医とは	- 3 -
2	保険医療機関とは	- 3 -
3	保険医と保険医療機関の責務等	- 3 -
4	主な関係法令	- 4 -
5	保険診療の基本的ルール	- 7 -
III	わが国の医療保険制度の現状	- 8 -
1	わが国の医療保険制度	- 8 -
2	国民医療費の推移	- 9 -
IV	保険医療機関及び保険医療養担当規則について	- 10 -
V	医科診療報酬点数に関する留意事項	- 12 -
1	診療録（カルテ）	- 12 -
2	傷病名	- 13 -
3	基本診療料等	- 14 -
4	医学管理等	- 19 -
5	在宅医療	- 21 -
6	検査・画像診断・病理診断	- 23 -
7	投薬・注射	- 25 -
8	輸血・血液製剤	- 27 -
9	処置・手術・麻酔	- 28 -
10	リハビリテーション	- 30 -
11	精神科専門療法	- 32 -
12	食事療養	- 35 -
VI	急性期医療に係る診断群分類別包括評価（DPC/PDPS）について	- 37 -
1	DPC/PDPSとはなにか	- 37 -
2	制度の概要	- 37 -
3	診療報酬の算定方法	- 40 -
VII	保険診療に関するその他の事項	- 47 -
1	診療報酬明細書（レセプト）の作成	- 47 -
2	患者から受領できる費用	- 48 -
3	保険外併用療養費制度	- 49 -
4	医療保険と介護保険の給付調整について	- 51 -
5	サービス等に対する実費徴収について	- 52 -
6	自己診療、自家診療について	- 54 -
VIII	健康保険法等に基づく指導・監査について	- 55 -
1	指導・監査について	- 55 -
2	平成27年度指導・監査の実施状況について	- 55 -
資料	保険医療機関及び保険医療養担当規則	- 56 -

I はじめに

保険医、保険医療機関として保険診療、保険請求を行うには、健康保険法等の各種関係法令に基づく必要がある。従って、これらの関係法令を知らないことは、行政処分を免れる理由にはならない。

【保険医登録・保険医療機関指定の取消処分の基準】監査要綱より

- ・故意に不正又は不当な診療(診療報酬の請求)を行ったもの
- ・重大な過失により不正又は不当な診療(診療報酬の請求)をしばしば行ったもの

II 保険医、保険医療機関の責務

1 保険医とは

健康保険法の規定により、「保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師でなければならない。」（健康保険法第 64 条）とされている。

保険医登録

医師国家試験に合格し、医師免許を受けることにより自動的に保険医として登録されるわけではない。医師が保険診療を担当したいという自らの意思により、勤務先の保険医療機関の所在地（勤務していない場合は住所地）を管轄する地方厚生(支)局長へ申請する（所在地を管轄する地方厚生(支)局の事務所がある場合には、当該事務所を経由して行う）必要がある。また、申請後交付された保険医登録票は適切に管理し、登録内容に変更が生じた時には速やかに（変更の内容によっては保険医登録票を添えて）届け出る必要がある。（健康保険法第 71 条）

2 保険医療機関とは

病院、診療所とは、医師が公衆又は特定多数人のため医業を行う場所である（医療法第 1 条の 5）。

保険医療機関は、健康保険法等で規定されている療養の給付を行う病院、診療所である。

保険医療機関の指定は、病院、診療所の開設者が、その自由意思に基づいて申請することにより、厚生労働大臣が行う。（健康保険法第 65 条）

3 保険医と保険医療機関の責務等

保険医の責務

保険医療機関において診療に従事する保険医は、厚生労働省令（＊注）で定めるところにより、健康保険の診療に当たらなければならない。（健康保険法第 72 条）

保険医療機関の責務

保険医療機関は、従事する保険医に厚生労働省令（＊注）で定めるところにより、診療にあたらせるほか、厚生労働省令（＊注）で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。（健康保険法第 70 条）

療養の給付に関する費用

療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより算定する。（健康保険法第 76 条第 2 項）

保健医療機関は、療養の給付に要する費用の額から被保険者が支払う一部負担金を除いた額を保険者に請求する。（健康保険法第 76 条第 1 項）

（＊注）ここでいう厚生労働省令が「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（療養担当規則）であり、保険診療を行うに当たって、保険医療機関と保険医が遵守すべき基本的事項を定めたものである。（Ⅳで詳述）

4 主な関係法令

保険診療の前提として医師法・医療法・医薬品医療機器等法を遵守する必要がある。

医師法

(1) 免許（第 2 条）

(2) 免許の相対的欠格事由（第 4 条）

次のいずれかに該当する者には免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

(3) 免許の取消、医業の停止（第 7 条第 2 項）

医師が免許の相対的欠格事由のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するよう行為があったときは次の処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 3 年以内の医業の停止
- 三 免許の取消し

(4) 応召義務等（第 19 条）

診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければこれを拒んではならない。

診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証明書の交付の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

(5) 無診察治療等の禁止（第 20 条）

医師が自ら診察しないで治療をし、もしくは診断書もしくは処方せんを交付してはならない。（保険診療としても当然認められない。）

（無診察治療とは）

- ・ 例えば定期的に通院する慢性疾患の患者に対し、診察を行わず処方せんの交付のみをすること。実際には診察を行っていても、診療録に診察に関する記載が全くない場合や、「薬のみ」等の記載しかない場合には、後に第三者から見て無診察治療が疑われかねない。このようなことを避けるためにも診療録は十分記載する必要がある。

(6) 処方せんの交付義務（第 22 条）

医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。

(7) 診療録の記載及び保存（第 24 条）

医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

- ・ 医療安全上の問題が生じた場合、診療録の記載の有無やその内容が重要視されることも多い。忙しいから週末にまとめて診療録を記載するといったことはしてはいけない。

診療録は、5 年間保存しなければならない。勤務医の診療録については病院又は診療所の管理者が保存し、それ以外の診療録については医師本人が保存する。

(8) 罰則

上記のうち、第 20 条、第 22 条、第 24 条の規定に違反した者は 50 万円以下の罰金を処せられる。

医療法

(1) 目的（第 1 条）

医療法の目的は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与すること。

(2) 医療の基本理念（第 1 条の 2）

医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能

に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

(3) 医師等の責務(第 1 条の 4)

医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第 1 条の 2 に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所を退院する患者が引き続き療養を必要とする場合には、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、当該患者が適切な環境の下で療養を継続することができるよう配慮しなければならない。

医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用させるよう配慮しなければならない。

(4) 病床の種別(第 7 条第 2 項)

- 一 精神病床（精神疾患を有する者）
- 二 感染症病床（一類感染症、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等の患者）
- 三 結核病床（結核の患者）
- 四 療養病床（長期にわたり療養を必要とする患者）
- 五 一般病床（それ以外）

- ・ 結核でない者を結核病床に入院させたり、精神疾患を有しない者を精神病床に入院させたりすることは望ましくない。

(5) 入院診療計画書(第 6 条の 4)

病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、当該患者の診療を担当する医師により、次に掲げる事項を記載した書面の作成並びに当該患者又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならない

- 一 患者の氏名、生年月日及び性別
- 二 当該患者の診療を主として担当する医師の氏名
- 三 入院の原因となった傷病名及び主要な症状
- 四 入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療（入院中の看護及び栄養管理を含む）に関する計画
- 五 その他厚生労働省令で定める事項

なお、入院基本料の算定には、保険診療上規定された入院診療計画の基準に適合することが必要である。

5 保険診療の基本的ルール

- 保険診療は、健康保険法等の各法に基づく、保険者と保険医療機関との間の「公法上の契約」に基づいている。
- 保険医療機関は、健康保険法等で規定されている保険診療のルール（契約の内容）に従って、療養の給付及び費用の請求を行う必要がある。
- 保険医は、保険診療のルールに従って、療養の給付を実施する必要がある。

保険診療として診療報酬が支払われるには次の条件を満たさなければならない

- ① 保険医が
- ② 保険医療機関において
- ③ 健康保険法、医師法、医療法、医薬品医療機器等法の各種関係法令の規定を遵守し
- ④ 『療養担当規則』の規定を遵守し
- ⑤ 医学的に妥当適切な診療を行い
- ⑥ 診療報酬点数表に定められたとおりに請求を行っていること

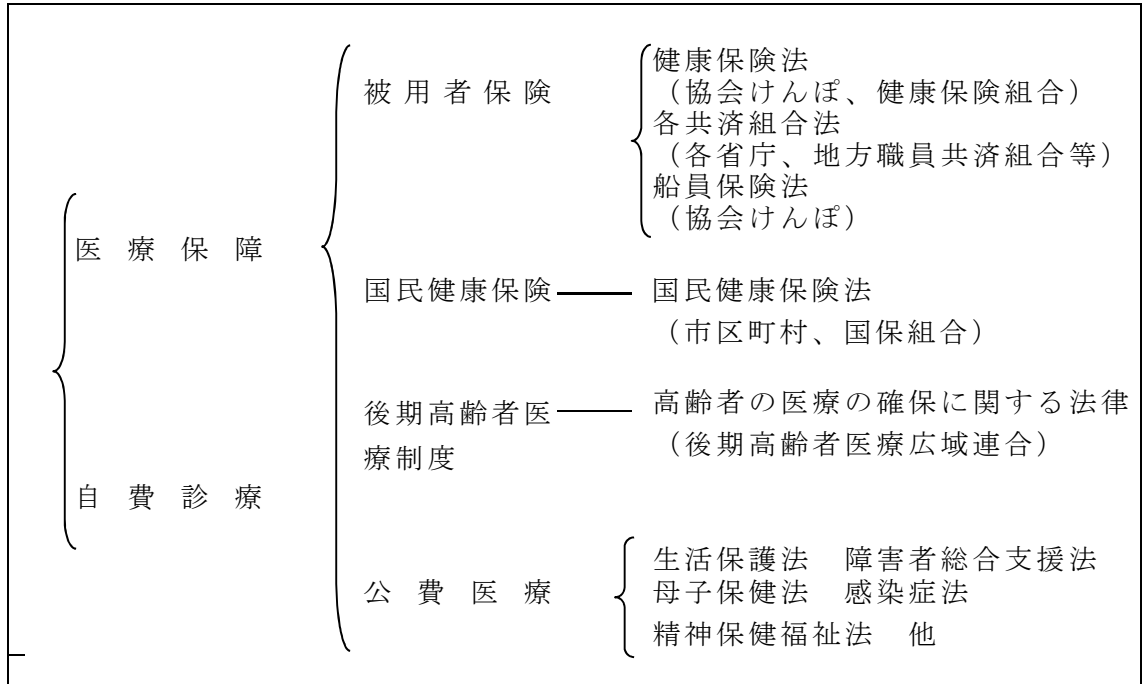
Ⅲ わが国の医療保険制度の現状

1 わが国の医療保険制度

(1) 医療保険制度の種類

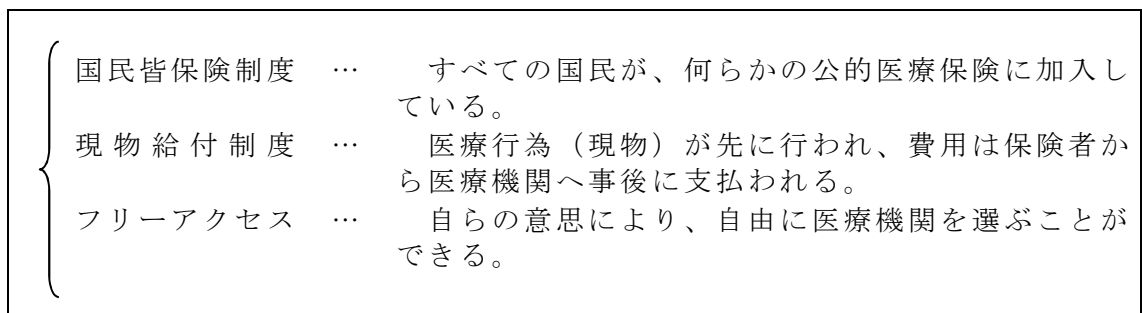
わが国の医療保険は、サラリーマン等の被用者を対象とした被用者保険制度（健康保険（健保）、共済保険（共済）、船員保険（船保）等）と、自営業者等を対象とした国民健康保険制度とに大きく二分される。

高齢者については、後期高齢者医療制度が適用となる。



(2) 医療保険制度の特徴

わが国の保険医療制度の特徴は、「国民皆保険制度」、「現物給付」、「フリーアクセス」の3点に集約される。

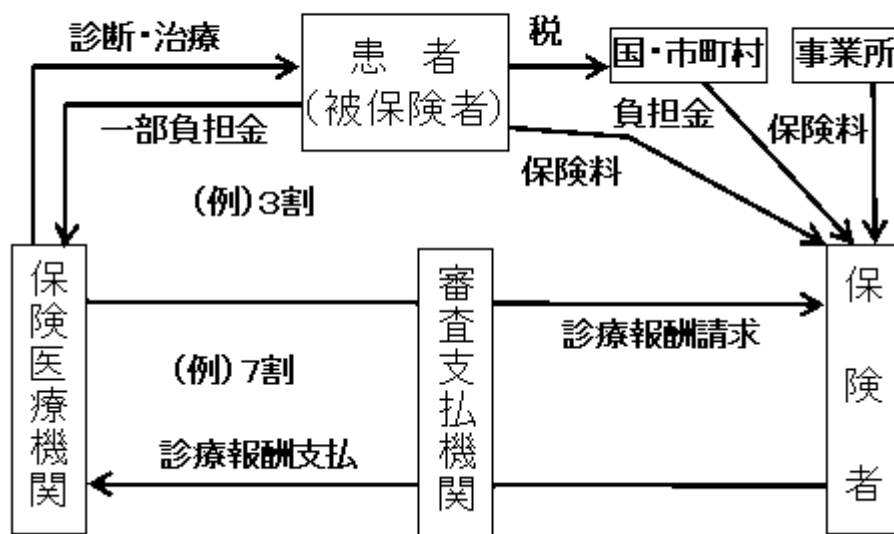


(3) 保険診療の具体的な仕組み

患者は、保険医療機関の窓口で一部負担金を支払い、残りの費用については、保険者から審査支払機関を通じ、保険医療機関に支払われることとなる。

この仕組みは健康保険法その他の保険医療各法に規定されており、それらの規定に同意した保険医療機関等が自由意思で参加することにより実施されている。これが、保険診療が「保険者と保険医療機関との間で交わされた公法上の契約に基づく“契約診療”」と称されるゆえんである。

療養の給付・費用の負担の流れ



2 国民医療費の推移

わが国の国民医療費、国民1人当たりの医療費は年々増加傾向にある。

平成26年度の国民医療費は約40.81兆円、前年度の約40.06兆円に比べ約0.75兆円、1.9%の増加となっている。人口一人当たりの国民医療費は32万1,100円、前年度の31万4,700円に比べ2.0%増加している。国民医療費の国内総生産(GDP)に対する比率は8.33%（前年度8.30%）、国民所得(NI)に対する比率は11.20%（同11.16%）となっている。

IV 保険医療機関及び保険医療養担当規則について

(いわゆる「療担」、「療養担当規則」)

健康保険法等において、保険診療を行う上で保険医療機関と保険医が遵守すべき事項として定められた厚生労働省令であり、大きく以下の事項につき取りまとめられている。

- ・ 第 1 章：保険医療機関の療養担当

療養の給付の担当範囲、担当方針 等

- ・ 第 2 章：保険医の診療方針等

診療の一般的・具体的方針、診療録の記載 等

(1) 療養の給付の担当の範囲（第 1 条）

保険医療機関が担当する療養の給付の範囲は、以下の通りである。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(2) 療養の給付の担当方針（第 2 条）

保険医療機関は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。

保険医療機関が担当する療養の給付は、患者の療養上妥当適切なものでなければならない。

(3) 適正な手続の確保（第 2 条の 3）

保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

(例) 7 対 1 入院基本料で届出をしていた保険医療機関が看護師の減少により看護基準を満たすことができなくなった場合、保険医療機関は速やかに地方厚生(支)局長に変更等の届出を行わなければならない。

(4) 経済上の利益の提供による誘引の禁止（第 2 条の 4 の 2）

保険医療機関は、患者に対して、一部負担金の額に応じて収益業務に係る物品の対価の額の値引きをする等、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

また、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供する等、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により自己の保険医療機関で診療を受けるように誘引してはならない。

(5) 特定の保険薬局への患者誘導の禁止（第 2 条の 5、第 19 条の 3）、処方せんの交付（第 23 条）

- ① 患者に対して、「特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等」を行ったり、「指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益」を受けたりすることは、療養担当規則により禁止されている。

ただし例外として地域包括診療料、地域包括診療加算を算定する保険医療機関が①連携薬局の中から患者自らが選択した薬局において処方を受けるように説明すること、②時間外において対応できる薬局のリストを文書により提供することや、保険医療機関が在宅で療養を行う患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行った薬局のリストを文書により提供することは「特定の保険薬局への誘導」に該当しない。

- ② 保険医は、その交付した処方せんに関し、保険薬局の保険薬剤師から疑義の照会があった場合には、適切に対応する必要がある。

(6) 診療録の記載及び整備、帳簿類の保存（第 8 条、第 9 条、第 22 条）

保険医は、患者の診療を行った場合には、遅滞なく、必要な事項を診療録に記載しなければならない。また、保険医療機関は、これらの診療録を保険診療以外（自費診療等）の診療録と区別して整備し、患者の診療録についてはその完結の日から 5 年間、療養の給付の担当に関する帳簿・書類その他の記録についてはその完結の日から 3 年間保存しなければならない。

(7) 施術の同意（第 17 条）

患者があん摩・マッサージ、はり及びきゅうの施術を受ける際には医師の同意が必要となるが、あくまでも医師が療養の給付を行うことが困難であると認めた場合に同意を与えるべきであり、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によって同意を与えてはならない。

(8) 特殊療法・研究的診療等の禁止（第 18 条、第 19 条、第 20 条）

医学的評価が十分に確立されていない、「特殊な療法又は新しい療法等」の実施、「厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物」の使用、「研究の目的」による検査の実施などは、保険診療上認められるものではない。

（例外）Ⅶ 3（1）参照

- ・先進医療（高度医療を含む。）による一連の診療
- ・患者申出療養

(9) 健康診断の禁止（第 20 条）

健康診断は、保険診療として行ってはならない。

(10) 濃厚（過剰）診療の禁止（第 20 条）

検査、投薬、注射、手術・処置等は、診療上の必要性を十分考慮した上で行う必要がある。

(11) 適正な費用の請求の確保（第 23 条の 2）

保険医は、その行った診療に関する情報の提供等について、保険医療機関が行う療養の給付に関する費用の請求が適切なものとなるよう努めなければならない。

「請求関係は事務に一任しているのでこんな請求がされているとは知らなかった。」というようなことがないように保険医はレセプトを確認する必要がある。

V 医科診療報酬点数に関する留意事項

1 診療録（カルテ）

○ 診療報酬請求の根拠は、診療録にある。

(1) 診療録とは

診療録（カルテ）は、診療経過の記録であると同時に、診療報酬請求の根拠でもある。診療事実に基づいて必要事項を適切に記載していなければ、不正請求の疑いを招くおそれがある。

(2) 診療録に関する規定

- ① 診療録の記載（療担第 22 条、医師法第 24 条）
- ② 診療録の保存（療担第 9 条、医師法第 24 条第 2 項）

(3) 記載上の留意点（一例）

- ・ 診療の都度、診療の経過を記載する。必然的に、外来患者であれば受診の都度、入院患者であれば原則として毎日、診療録の記載がなされることになる。
- ・ 慢性期入院患者、集中治療室入室中の患者、慢性疾患で長期通院中の患者等についても、診療録の記載が必要なことは当然である。
- ・ 診療録に記載すべき事項が、算定要件として定められている診療報酬点数の項目があることに留意する。
- ・ 修正等の履歴が確認できるよう、記載はペン等で行うとともに、修正は修正液・貼り紙等を用いず二重線で行う。
- ・ 責任の所在を明確にするため、記載の都度必ず署名を行う。

(4) 医療情報システム（電子カルテ等）に関する留意点

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.3 版」（平成 28 年 3 月）が厚生労働省から公表されているので、医療情報を扱う際にはこれに十分留意する。

- ・ 診療録等の真正性、見読性、保存性を確保すること。
真正性：修正、消去やその内容の履歴が確認できる。記録の責任の所在が明らか。
見読性：記録事項を直ちに明瞭、整然と機器に表示し、書面を作成できる。
保存性：記録事項を保存すべき期間中、復元可能な状態で保存する。
- ・ 端末使用開始前に、ログアウトの状態であることを確認する。また、席を離れる

際はクローズ処理等（ログオフやパスワード付きスクリーンセイバー等）を施すこと。

- ・ パスワードは英数字、記号を混在させた 8 文字以上が望ましい。また、最長でも 2 ヶ月以内に定期的に見直し、不正アクセスの防止に努めること。また、パスワードや ID は、本人しか知り得ない状態に保つようにすること。例えば、それらを記したメモを端末に掲示したり、医師がそれらを看護師に伝達し、食事、臨時処方等のオーダーを代行入力等をさせないこと。・ 。
- ・ 紛失、盗難の可能性を十分考慮し、可能な限り端末内に患者情報を置かないこと。また、個人情報保存されている機器や記録媒体の設置、保存場所には施錠し、PC 等の重要機器には盗難防止用チェーンを設置すること。

2 傷病名

- 診断の都度、医学的に妥当適切な傷病名を、診療録に記載する。
- いわゆる「レセプト病名」を付けるのではなく、必要があれば症状詳記等で説明を補うようにする。

(1) 傷病名記載上の留意点

- ・ 医学的に妥当適切な傷病名を主治医自らつけること。請求事務担当者が主治医に確認することなく傷病名をつけることは厳に慎むこと。
- ・ 診断の都度、診療録（電子カルテを含む。）の所定の様式に記載すること。なお、電子カルテ未導入の医療機関において、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に未準拠のオーダーエントリーシステムに傷病名を入力・保存しても、診療録への傷病名の記載とは見なされないため、必ず診療録に記載すること。
- ・ 必要に応じて慢性・急性の区別、部位・左右の区別をすること。
- ・ 診療開始年月日、終了年月日を記載すること。
- ・ 傷病の転帰を記載し、病名を逐一整理すること。特に、急性病名が長期間にわたり継続するのは不自然な場合があるので、適宜見直しをすること。
- ・ 疑い病名は、診断がついた時点で、速やかに確定病名に変更すること。また、当該病名に相当しないと判断した場合は、その段階で中止とすること。

(2) いわゆる「レセプト病名」について

実施された診療行為を保険請求する際に、審査支払機関での査定を逃れるため、実態のない架空の傷病名（いわゆる「レセプト病名」）を用いてレセプトを作成することは、極めて不適切である。例えば、非ステロイド性抗炎症薬（NSAIDs）を投与した患者にプロトンポンプインヒビターを併用したので、医学的に胃潰瘍と診断していないにもかかわらず「胃潰瘍」と傷病名をつけておいた、等である。診断名を不実記載して保険請求したことになり、場合によっては、返還対象となるばかりか、不正請求と認定される可能性もある。

(不適切な傷病名の例)

① 実施した検査の査定を逃れるための傷病名

- ・「播種性血管内凝固」 → 出血・凝固検査
- ・「急速進行性糸球体腎炎」 → MPO-A N C A 検査
- ・「深在性真菌症」 → (1 → 3) - β - D - グルカン検査

② 投薬・注射の査定を逃れるための傷病名

- ・「上部消化管出血」「胃潰瘍」 → 適応外のH₂受容体拮抗剤の使用目的
- ・「播種性血管内凝固」 → 適応外の新鮮凍結血漿の使用目的
- ・「ニューモシスチス肺炎」 → 合成抗菌剤の予防投与目的

(3) 症状詳記

医学的に妥当適切な傷病名等のみでは、診療内容の説明が不十分と思われる場合は、請求点数の高低に関わらず、「症状詳記」で補う必要がある。

- ・ 当該診療行為が必要な具体的理由を、簡潔明瞭かつ正確に記述すること。
- ・ 客観的事実（検査結果等）を中心に記載すること。
- ・ 診療録の記載やレセプトの内容と矛盾しないこと。

3 基本診療料等

- 外来患者が医療機関に来院しても、初診料・再診料（外来診療料）等が請求できない場合がある。
- 入院基本料等を算定するための要件があることに留意する。

(1) 初診料・再診料（外来診療料）

初診料・再診料(外来診療料)は、保険医療機関における初診又は再診に対する基本的な費用について評価するものである。初診料については、病院・診療所とも同一であるが、再診料と外来診療料については、許可病床数によりいずれかを算定する。

(2) 初診料・再診料(外来診療料)の算定時の留意点

- ① 初診又は再診が行われた同一日であるか否かにかかわらず、当該初診・再診に伴う一連の行為と見なされる場合には、これらの費用は当該初診料・再診料（外来診療料）に含まれ、別に再診料（外来診療料）は算定できない。

(一連の行為と見なされる場合がある例)

- ・ 初診・再診の際に行った検査、画像診断の結果のみを聞きに来た場合。
- ・ 往診等の後に、薬剤のみを取りに来た場合。
- ・ 初診・再診の際に検査、画像診断、手術等の必要を認めたが、一旦帰宅し、後刻又は後日に検査、画像診断、手術等を受けに来た場合。

- ② 同一日に、他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り初診料の1/2を算定できる。ただし、一定の要件を満たす必要がある。

（2つ目の診療科で初診料の算定が不可能な例）

- ・ 1つ目と2つ目の診療科で受けた診療が同一疾病、または互いに関連のある疾病である場合。

（糖尿病で内科で継続管理中の患者が、糖尿病性網膜症の疑いで眼科を受診する場合）

- ・ 1つ目と2つ目の診療科の医師が同一の場合。
- ・ 患者が専門性の高い診療科を受診できるよう医療機関が設置した総合外来等を受診後、新たに別の診療科を受診した場合。

- ③ 患者が医療機関の事情によらず、自らの意思により別の診療科を再診として受診した場合には、2科目の診療科に限り再診料（外来診療料）の約1/2を算定できる。

- ④ 電話再診は、患者の病状の変化に応じ、医師の指示を受ける必要がある場合に限り再診料（外来診療料は除く）が算定できる。なお、通常の再診と同様に、電話再診の内容を診療録に記載すること。

（電話再診料を算定が不可能な例）

電話等を通じた指示が、当日の初再診に付随する一連の行為である場合。

- ⑤ 外来リハビリテーション診療料及び外来放射線照射診療料を算定した場合には、規定されている日数の間はリハビリテーションや放射線治療に係る再診料（外来診療料）は算定できない。

(3) 入院基本料・特定入院料

入院基本料は、基本的な入院医療の体制を総合的に評価するものであり、医療機関の機能（病院、有床診療所、特定機能病院）、病棟類型別（一般病棟、療養病棟、結核病棟、精神病棟 等）により分類される。各基本料は、平均在院日数、人員配置等によりさらに分類される。

入院基本料の一部と特定入院料については、請求の簡素化等の観点から、処置・検査等の点数が包括されている場合もある。

(4) 入院基本料等の算定上の留意点

以下の5つの医療提供体制が、厚生労働大臣の定める一定の基準に適合していない場合は、入院基本料等を算定できないこととなるため、基準に適合していることを示す資料等を整備しておく必要がある。

(各体制の主な基準)

① 入院診療計画に関する基準

- ・ 医師、看護師、その他必要に応じ関係職種が共同で、総合的な診療計画を策定し、患者に対し、文書（「入院診療計画書」）により、病名、症状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程、推定される入院期間等について、入院後7日以内に説明を行う。
- ・ 入院診療計画書は必ず患者に交付するとともに、写しを診療録に貼付する。

② 院内感染防止対策に関する基準

- ・ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）等の感染を防止するにつき、十分な設備を有し、体制が整備されていること。
 - ・ 院内感染防止対策委員会の設置、当該委員会の月1回程度の定期的開催、感染情報レポートの作成、職員に対する手洗い励行の徹底、必要な消毒機材の設置など。
- ※ なお、これに加えて一定の要件を満たす院内の感染防止対策が実施されている場合については、感染防止対策加算1・2として別途評価が行われる。

③ 医療安全管理体制に関する基準

- ・ 安全管理指針の整備、医療事故・インシデント報告制度の整備、医療安全管理委員会の設置、委員会の月1回程度開催、職員研修の年2回程度実施など。
- ※ なお、これに加えて、一定の要件を満たす医療安全対策が実施されている場合については、医療安全対策加算1・2として別途評価が行われる。

④ 褥瘡対策に関する基準

- ・ 褥瘡対策に関する専任の医師及び褥瘡看護に関する臨床経験を有する専任の看護職員から構成される褥瘡対策チームの設置、褥瘡対策委員会の定期的開催、褥瘡に関する危険因子の評価、専任の医師及び看護職員による褥瘡対策の診療計画の作成・実施及び評価、体圧分散式マットレス等を適切に選択し使用する体制など。
- ※ なお、これに加えて、一定の要件を満たす褥瘡対策が実施されている場合については、褥瘡ハイリスク患者ケア加算として別途評価が行われる。

⑤ 栄養管理体制に関する基準

- ・ 栄養管理を担当する常勤の管理栄養士（有床診療所では非常勤でも可）の1名以上配置、医療従事者が共同して栄養管理を行う体制の整備、栄養管理手順の作成など。
- ・ 入院時に患者の栄養状態を医師、看護職員、管理栄養士が共同して確認し、特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画書に記載している。
- ・ 特別な栄養管理が必要と医学的に判断される患者について、栄養状態の評価を行い、医療従事者が共同して栄養管理計画を策定し、それに基づいた栄養管理の実施と栄養状態の定期的な記録や評価、栄養管理計画の見直しを行う。

(看護要員算定の留意事項)

- ・ 看護要員の数は、病棟において実際に入院患者の看護に当たっている看護要員の数であり、看護部長等、看護師養成所等の専任教員、外来勤務、手術室勤務又は中央材料室勤務等の看護要員の数は算入しない。
- ・ 1 勤務帯 8 時間で 1 日 3 勤務帯を標準として月平均 1 日当たりの要件を満たしていなければならない。月平均 1 日当たりの看護配置数は、同一の入院基本料を算定する病棟全体において実際に入院患者の看護に当たった時間数により算出する。

【月平均 1 日当たり看護配置数＝月延べ勤務時間数の計 / (日数×8)】

- ・ 夜勤は 2 人以上で行い、同一の入院基本料を算定する病棟全体での月当たりの平均夜勤時間 72 時間以下(夜勤専従者及び月当たりの夜勤時間数が、7 対 1 入院基本料及び 10 対 1 入院料の病棟では 16 時間未満、それ以外の病棟では 8 時間未満の者を除く)でなければならない。

(一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価)

- ・ 7 対 1 入院基本料及び 10 対 1 入院料を算定する病棟においては、当該入院基本料を算定するものとして届け出た病棟に入院している全ての患者について「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度」の測定を行い、その結果に基づき評価を行う。特に、7 対 1 入院基本料については、基準を満たす患者の割合が、2 割 5 分以上(200 床未満の保険医療機関で病棟群単位で届出を行わないものにあつては、平成 30 年 3 月 31 日までに限り 2 割 3 分以上)でなければならない。
- ・ 重症度、医療・看護必要度に係る評価を行う入院基本料を算定する病棟の患者については、モニタリング及び処置等、患者の状態等の項目に評価に関する根拠等について、経過記録、看護計画に関する記録、その他診療録等のいずれかに記録する。

(5) 入院中の患者の他医療機関受診

入院医療機関にて診療を行うことができない専門的な診療が必要な場合に限る。

- ・ 入院医療機関は、必要な診療情報を文書により提供し、診療録にその写しを添付する(費用は患者の入院している保険医療機関が負担する。)
- ・ 他医療機関受診日の入院基本料等は減算となる(ただし、DPC 算定病棟では医療機関間で合議とし、他医療機関において実施された医療行為を含めて診断群分類を決定する。)

(6) 入院基本料等の加算

入院療養に関する諸々の医療提供体制が、厚生労働大臣の定める一定の基準を満たす場合については、個々の医療提供体制に応じて入院基本料に一定点数が加算となる。

(加算の例と主な算定要件)

① 臨床研修病院入院診療加算

- ・ 研修医や、指導医（臨床経験7年以上）の人数について、医療機関の規模に応じて定められた基準を満たしている。
- ・ 研修医の診療録の記載について、指導医によって速やかに確認・指導が行われているとともに、その指導内容がわかるように指導医自ら診療録に記載・署名している。

② 救急医療管理加算

休日又は夜間における救急医療の確保のための診療を行っている医療機関に対する評価をしたものである。平成28年度改定では緊急カテーテル治療・検査やt-PA療法が必要なものを加算1の対象とするとともに、評価の見直しが行われた。

平成28年度改定前

救急医療管理加算1	800点
救急医療管理加算2	400点（1日につき、7日まで）
【救急医療管理加算1の対象患者】	
ア	吐血、咯血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
イ	意識障害又は昏睡
ウ	呼吸不全又は心不全で重篤な状態
エ	急性薬物中毒
オ	ショック
カ	重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病等）
キ	広範囲熱傷
ク	外傷、破傷風等で重篤な状態
ケ	緊急手術を必要とする状態

平成28年度改定後

救急医療管理加算1	900点
救急医療管理加算2	300点（1日につき、7日まで）
【救急医療管理加算1の対象患者】	
ア	吐血、咯血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
イ	意識障害又は昏睡
ウ	呼吸不全又は心不全で重篤な状態
エ	急性薬物中毒
オ	ショック
カ	重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病等）
キ	広範囲熱傷
ク	外傷、破傷風等で重篤な状態
ケ	緊急手術、 <u>緊急カテーテル治療・検査又はt-PA療法を必要とする状態</u>

- 指導内容、治療計画等の診療録への記載など、算定要件を満たしていなければ算定できない。→算定要件を満たさなければ請求は返還対象となる。

(1) 医学管理等

医科診療報酬点数表における「医学管理等」とは、処置や投薬等の物理的な技術料と異なり、医師による患者指導や医学的管理そのものを評価する診療報酬項目である。項目ごとの算定要件や算定回数制限など、請求上留意すべき事項についても知っておく必要があり、レセプトチェックの際等に十分確認する必要がある。

(2) 算定上の留意点

対象患者に対し、単に指導を行ったのみでは算定できない。指導内容、治療計画等診療録に記載すべき事項が、算定要件としてそれぞれの項目ごとに定められていることに留意する。

(算定要件の例)

① 特定薬剤治療管理料

- ・ 対象疾患に対し対象薬剤を投与した患者について、投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき、投与量を精密に管理した場合に算定できるものであり、単に薬剤血中濃度を測定したことのみで算定できるものではない。

- ・ 血中濃度及び治療計画の要点を診療録に記載する。

例) 心疾患患者であってジギタリス製剤を投与しているもの

てんかん患者であって抗てんかん剤を投与しているもの

② 悪性腫瘍特異物質治療管理料

- ・ 悪性腫瘍であると確定診断がされた患者に、腫瘍マーカー検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に算定できるものであり、単に腫瘍マーカー検査を行ったことのみで算定できるものではない。
- ・ 検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載する。

③ 外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料

- ・ 厚生労働大臣が定める特別食を必要と認めた者、がん患者、摂食機能又は嚥下機能が低下した患者、低栄養状態にある患者に対し、管理栄養士が医師の指示に基づき、患者ごとに食事計画案等を必要に応じて交付し、概ね30分以上(2回目以降は概ね20分以上)、栄養指導を行った場合に算定する。
- ・ 管理栄養士への指示事項は、熱量・熱量構成、蛋白質、脂質その他の栄養素の量、病態に応じた食事形態等に係わる情報のうち医師が必要と認めるものに関する具体的な指示を含まなければならない。
- ・ 医師は管理栄養士への指示事項を診療録に記載する。管理栄養士は栄養指導記録を作成し、指導内容の要点と指導時間を記載する。

④ 肺血栓塞栓症予防管理料

- ・ 肺血栓塞栓症を発症する危険性の高い入院患者に対して、弾性ストッキング又は間歇的空気圧迫装置を用い、計画的な医学管理を行った場合に算定する。関係学会より標準的な管理方法（「肺血栓塞栓症／深部静脈血栓症（静脈血栓塞栓症）予防ガイドライン」）が示されており、患者管理が適切になされるよう十分留意する。

⑤ 診療情報提供料

（診療情報提供料（Ⅰ））

- ・ 別の保険医療機関での診療の必要を認め、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に算定する。
（患者の受診を伴わない単なる経過報告や患者紹介の「お返事」等については、算定できないことに留意する。）
- ・ 交付した診療情報提供書の写しを診療録に添付するとともに、紹介先からの照会に対しては懇切丁寧に対応する。

⑥ 療養費同意書交付料

- ・ 医師が療養の給付を行うことが困難であると認めた患者に対し、あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうの施術に係る同意書又は診断書を交付した場合に算定する。（患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によって、みだりに施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。）（療担第17条）
- ・ なお、各施術の対象疾患については、以下のとおり、対象疾患が限定されていることに留意されたい。（柔道整復についても、応急手当を除く骨折及び脱臼については医師の同意が必要であるが、療養費同意書交付料算定の対象とはならない。）

（はり・きゅうの対象疾患）

慢性病で医師による適当な治療手段のないもの

① 主として、神経痛、リウマチ

② 類似疾患（頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等）

（あんま・マッサージ・指圧の対象疾患）

筋麻痺、関節拘縮等で医療上マッサージを必要とするもの

(3) いわゆる「自動算定」について

医学管理料の算定対象となる状態にある患者に対し、請求事務担当者の方のみの判断で一律に請求を行う、いわゆる「自動算定」は、極めて不適切な請求行為であり、不正請求の温床となり得る。

医学管理料の算定が可能か否かについて、算定要件（対象疾患、記載要件等）を満たしていることを主治医が自ら確認し、算定する旨を請求事務担当者に伝達する必要がある。

（不適切な算定例）

- ・ 悪性腫瘍マーカーを測定した患者に対して、一律に悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定（医学的管理の必要性、診療録の記載等、個々の事例ごとに算定要件を満たしていることを確認していない。）。
- ・ 医療情報システムを導入している場合に、医学管理料のオーダー項目が存在せず（または医師に周知されず）、傷病名、投薬・検査の内容等により一律に医学管理料を算定。

5 在宅医療

- 患者を定期的に訪問して診療を行った場合に算定するのは在宅患者訪問診療料であり、往診料ではない。
- 在宅療養患者への指導管理についても、指導内容、治療計画等の診療録への記載など、算定要件を満たしていなければ算定できない。

(1) 在宅患者診療・指導料

① 往診料

患家の求めに応じて患家に赴き診療を行った場合に算定できる。定期的又は計画的に行われる対診の場合は算定出来ない。医療機関と患家の所在地との距離は原則16キロメートル以内。

② 在宅患者訪問診療料

- ・ 疾病、傷病のために通院による療養が困難な患者に対して、定期的に訪問して診療を行った場合の評価。独歩で介助者等の助けを借りずに通院できる者などは算定できない。
- ・ 1人の患者に対して1つの保険医療機関の指導管理下に、継続的に行われる訪問診療について算定する。
- ・ 当該患者等の署名付きの同意書を診療録に添付する。
- ・ 訪問診療の計画及び診療内容の要点を診療録に記載する。
- ・ 診療時間及び診療場所を診療録に記載する。

③ 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料

- ・ 施設基準を満たした保険医療機関で算定可能。投薬の費用、医学管理や処置の費用の一部等は所定点数に含まれ、別に算定出来ない。
- ・ 個別の患者ごとに総合的な在宅療養計画を作成し、患者等に対して内容を説明し、在宅療養計画及び説明の要点等を診療録に記載する。

(2) 在宅療養指導管理料

患者又は患者の看護に当たる者に対して、療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行った上で、医学管理を十分に行い、在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等を行った際に算定できるものである。

また、項目ごとの算定要件や算定回数制限など、請求上留意すべき事項についても知っておく必要があり、レセプトチェックの際等に十分確認する必要がある。

(請求上の留意点)

- ・ 月 1 回を限度として算定（特に規定する場合を除く）。
- ・ 同一の患者に対して、2 以上の指導管理を行っている場合は、主たる指導管理料のみ算定する。
- ・ 同一の患者に対して、2 以上の保険医療機関が同一の在宅療養指導管理を行っている場合は、主たる指導管理を行っている保険医療機関で算定する（特に規定する場合を除く）。

(3) 在宅医療の材料等の費用について

在宅療養指導管理料を算定する場合、その在宅療養を行うのに必要な衛生材料、保険医療材料等の費用や、小型酸素ボンベ、人工呼吸装置等の機材の費用は、原則として当該指導管理料に含まれおり、別に算定することができないし、患者から実費徴収をすることもできない。

なお、在宅療養指導管理材料加算として規定された、一部の衛生材料、保険医療材料等の費用については、特に規定する場合を除き、月 1 回に限り算定可能である。

(4) 在宅療養指導管理料算定上の留意点

当該在宅療養を指示した根拠、指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む）、指導内容の要点を診療録に記載することが、全ての項目の算定要件として定められていることに留意する。

また、それぞれの在宅療養指導管理料ごとに、対象患者や追加記載事項等が算定要件として定められているほか、一部の処置費用の算定に制限があることに留意する。

(算定要件の例)

① 在宅自己注射指導管理料

- ・ 投与対象薬剤の種類によって、薬剤ごとに、対象となる疾患や投与目的等が限定されている。
- ・ 平成 28 年度改定では、注射回数に応じた評価の差が縮小された。

② 在宅酸素療法指導管理料

- ・ チアノーゼ型先天性心疾患以外の疾患（慢性呼吸不全、肺高血圧症、慢性心不全等）については、算定可能な状態（動脈血酸素分圧、NYHA、無呼吸低呼吸指数等）が規定されている。
- ・ 動脈血酸素飽和度を月 1 回程度測定し、結果を診療報酬明細書に記載する。

③ 在宅悪性腫瘍等患者指導管理料

- ・ 末期の悪性腫瘍又は筋萎縮性側索硬化症若しくは筋ジストロフィーの患者であって、在宅において、注射による鎮痛療法又は化学療法を自ら実施した場合に算定できるものであり、単なる在宅療養の患者に算定できるものではない。
- ・ 化学療法の適応については、末期でない悪性腫瘍患者についても末期悪性腫瘍患者に準じて取り扱う。

6 検査・画像診断・病理診断

- 各種の検査は、診療上必要な検査項目を選択し、段階を踏んで、必要最小限の回数で実施する。

(1) 検査の実施方針について

療養担当規則の規定により、各種の検査は診療上必要があると認められる場合に行うこととされており、健康診断を目的とした検査、結果が治療に反映されない研究を目的とした検査について、保険診療として請求することは認められていない。

また、検査は、診療上の必要性を十分考慮した上で、段階を踏んで必要最小限に行う。

(2) 検査の算定上の留意点

それぞれの検査項目によっては、対象となる患者の状態等が算定要件として定められているほか、算定可能な検査の組み合わせが限定されていることに留意する。また、医学管理等と同様に、診療録やレセプトの摘要欄に記載すべき事項が定められている検査項目があることに留意する。

(算定要件の例)

① 検体検査

- ・ 尿沈渣（鏡検法又はフローサイトメトリー法）は、尿中一般物質定性半定量検査等で異常所見がある場合、又は診察の結果から実施の必要があると考えられる場合が対象。
- ・ プロトロンビン時間とトロロンボテストを同時に測定した場合は、主たるもののみ算定。
- ・ ヘモグロビンA_{1c}、グリコアルブミン、1,5-アンヒドロ-D-グルシトールのうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定。

② 呼吸心拍監視

- ・ 対象患者は、重篤な心機能障害、呼吸機能障害を有する患者又はそのおそれのある患者に限定されている。
- ・ 観察した呼吸曲線、心電曲線、心拍数のそれぞれの観察結果の要点を診療録に記載する。

(単にモニター装置の装着のみで算定できるものではないことに留意する。)

③ 静脈血採取、動脈血採取

- ・ 観血的動脈圧測定用カテーテル、人工腎臓回路、心カテーテル検査用カテーテル回路など、血液回路から採取した場合は算定できない。

(3) 不適切な検査の具体例

① 不適切なセット検査

- ・ セット検査（入院時セット、術前（後）セット、〇〇病セットなど）を、患者ごとに必要な項目を吟味せず画一的に実施
- ・ スクリーニング的に多項目（出血凝固線溶系検査、免疫系検査、甲状腺機能検査等）を画一的に実施

② 検査の重複

- ・ 甲状腺機能を調べるために、FT3とT3（FT4とT4）を画一的に併施

③ 必要性の乏しいと思われる検査

- ・ DICの診断・治療に反映されないTAT、Dダイマー、フィブリンモノマー複合体、プラスミン、 α 2プラスミンインヒビター・プラスミン複合体等
- ・ 入院、転科、転棟の際、血液型、感染症検査等をその都度実施
- ・ 診療に不必要な検査項目を、単なる学術研究目的で定期的実施（保険外併用療養費制度を用いた治験等は除く）

(4) 画像診断の算定上の留意点

画像診断項目によっては、対象となる患者の状態等が算定要件として定められているほか、算定可能な検査の組み合わせが限定されていることに留意する。

（算定要件の例）

① 画像診断管理加算1、2

- ・ 放射線診断部門からの報告文書を診療録に添付する。
- ・ あらかじめ施設基準として届け出られた専ら画像診断を担当する放射線科医師以外の医師が読影した場合は算定できない。
- ・ 画像診断管理加算2を算定する場合は、医療機関内で行われる全ての核医学診断、コンピューター断層診断（CT、MRI）の8割以上について撮影翌診療日までに報告文書が作成されている必要がある。

② ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・核磁気共鳴コンピューター断層複合撮影、乳房用ポジトロン撮影

- ・ 保険診療として実施するためには、算定対象となる疾患（てんかん、心疾患、悪性腫瘍（早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む。乳がん等））や、具体的病態（他の検査、画像診断により病期診断が確定できない等）が、算定要件として定められている。

(5) 病理診断の算定上の留意点

① 病理組織標本作製

- ・ 原則として1臓器ごとに所定の点数を算定できるが、複数臓器でも算定上は1臓器として数える組み合わせがある。（例：胃と十二指腸、気管支と肺臓 等）
- ・ リンパ節については所属リンパ節ごとに1臓器として数える。
- ・ 左右対称の臓器は1臓器として数える。

② 病理診断料

- ・ 病理診断を専ら担当する医師は、検体検査管理加算（Ⅲ）（Ⅳ）の施設基準である「臨床検査を専ら担当する常勤の医師」を兼ねることは出来ない。

③ 病理診断管理加算

- ・ 病理診断科を標榜している保険医療機関において、病理診断を専ら担当する常勤の医師が病理診断を行い、その結果を文書により報告した場合に算定できる。

7 投薬・注射

- 薬剤の使用に当たっては、医薬品医療機器等法承認事項（効能・効果、用法・用量、禁忌等）を遵守する。

(1) 実施方針について

- ① 患者を診察することなく投薬、注射、処方せんの交付はできない。（療担第 12 条、医師法第 20 条）
- ② 保険診療においては、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬剤を用いることはできない。（療担第 19 条）
- ③ 経口投与を原則とし、注射は、経口投与では治療の効果が期待できない場合や、特に迅速な治療効果を期待する場合に行う。（療担第 20 条第 4 号）
- ④ 投薬日数は、医学的に予見することができる必要期間に従ったもの、又は症状の経過に応じたものでなければならない。
また、投与期間に上限が設けられている医薬品は、厚生労働大臣が定めるものごとに 1 回 14 日分、30 日分又は 90 日分を限度とされている。（療担第 20 条第 2 号）
- ⑤ 投薬及び処方せんの交付を行うに当たっては後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等、患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。（療担第 20 条第 2 号）、また、注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。（療担第 20 条第 4 号）

(2) 後発医薬品の使用促進

保険診療に際しては、前項⑤のとおり後発医薬品の使用努力を療養担当規則で規定している。

(処方せん様式)

- ・ 医師は、個々の医薬品について後発医薬品への変更に差支えがあると判断した場合には、その旨を明示する。この場合、「保険医署名」欄に、署名又は記名・押印する。
- ・ 医師が処方せんを交付する際、後発医薬品のある医薬品について一般名処方が行われた場合には加算（処方せん料の一般名処方加算）が設けられている。
- ・ なお、保険薬局の保険薬剤師は、①「保険医署名」欄に処方医の署名等がないなど後発医薬品への変更調剤が可能な処方せんや、②一般名処方に係る処方せんを受け付けた場合、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行うとともに、記載された先発医薬品に代えて、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

(後発医薬品使用体制加算)

- ・ 医療機関における後発医薬品の使用を進めるため、後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価した上で、薬剤料を包括外で算定している入院患者に対して、後発医薬品の使用を促進する体制の評価を行っている。

(3) 治療目的でなくうがい薬のみが処方される場合については、当該うがい薬にかかる処方料、調剤料、薬剤料、処方せん料、調剤技術基本料を算定しない。

(4) 1 処方につき 70 枚を超えて湿布薬を投薬した場合、調剤料、処方料、薬剤料、処方せん料、調剤技術基本料を算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず 70 枚を超えて投薬する場合、その理由を処方せん及び診療報酬明細書に記載することで算定可能。

(5) 不適切な投薬・注射の具体例

① 禁忌投与

- ・ 静注用脂肪乳剤を血栓症の患者やケトーススを伴った糖尿病の患者に投与

② 適応外投与

- ・ 肝底護剤（グリチルリチン・グリシン・システイン配合剤、グルタチオン製剤等）を薬剤性肝障害、術後肝障害等の患者に使用

③ 用法外投与

- ・ 外用の適応のない抗菌薬等（アミノグリコシド等）をネブライザーによる吸入や手術時の局所洗浄等で使用
- ・ 腹腔内投与の適応のない抗がん剤を、腹腔内撒布

④ 過量投与

- ・ 蕁麻疹に対するグリチルリチン・グリシン・システイン配合剤の常用量を超える投与

⑤ 重複投与（同様の効能効果、作用機序をもつ薬剤の併用）

- ・ プロトンポンプ・インヒビターを経口と注射の両方で使用
- ・ 総合ビタミン剤と内容の重複する他の各種ビタミン剤の併用

⑥ 多剤投与（作用機序の異なる薬剤を併用）

- ・ 医学的に妥当とは考えられない組み合わせによる各種抗菌薬等の併用
- ・ 必要性に乏しい抗不安薬あるいは睡眠薬の3種類以上の併用

⑦ 長期漫然投与

- ・ 各種抗菌薬等（特に投与期間が定められている抗菌薬等）
- ・ 効果が認められないのに月余にわたり漫然と投与されたメコバラミン製剤

8 輸血・血液製剤

患者等に対し、文書により輸血の必要性、副作用、輸血方法、その他の留意点等について、あらかじめ説明するとともに、同意を得る。また、その文書には患者の署名または押印を得て、患者に交付し、写しを診療録に添付する。

（血液製剤等の使用方針）

血液製剤の国内自給率は平成 25 年度においてアルブミン製剤 58.7%、免疫グロブリン製剤 95.9%、血漿由来の血液凝固因子製剤と赤血球、血小板、FFP といった輸血用血液製剤は 100%である。血液製剤の自給率は各国 100%を目指すこととなっているため今後アルブミン製剤や免疫グロブリン製剤はさらなる適正使用が求められる。

赤血球濃厚液、新鮮凍結血漿、アルブミン製剤、凝固因子製剤等の使用に当たっては、薬事・食品衛生審議会の専門家により策定された『血液製剤の使用指針』（平成 28 年 6 月 14 日改正）、『輸血療法の実施に関する指針』（平成 26 年 11 月 12 日改正）の規定を遵守し、適正な使用を行う必要があり、保険診療上も指針の遵守が算定要件となっている。これらの各種指針については、院内の輸血管理部門等が中心となり、医師等への情報提供や啓発等に努める必要がある。

(1) 処置の算定上の留意点

① 創傷処置、皮膚科軟膏処置

- ・ 処置の範囲により点数が異なることに留意する。
- ・ 処置の範囲が請求の根拠として後から確認できるよう、診療録等に記載することが望ましい。
- ・ 点数表に掲げられていない簡単な処置については、基本診療料に含まれ、別に算定できない。

(点数表にない簡単な処置の例)

- ・ 浣腸、注腸
- ・ 吸入
- ・ 100 cm²未満の第1度熱傷の熱傷処置
- ・ 100 cm²未満の皮膚科軟膏処置
- ・ 洗眼、点眼
- ・ 点耳、簡単な耳垢栓除去、鼻洗浄

② 酸素吸入、人工呼吸

- ・ 酸素使用量の請求の根拠となる、酸素流量、人工呼吸器の設定等を必ず記録する。
- ・ 一律の概算等で酸素量の請求を行うのではなく、実際に使用した酸素量を請求するのは当然である。

(2) 手術の算定上の留意点

- 点数表にない手術は保険診療では禁止されている。特殊な手術や、従来の手技と著しく異なる手術等については、必ず当局に内議する。

① 特殊手術等

- ・ 「特殊な療法、新しい療法については原則行ってはならない」（療養担当規則第18条）とされている。（先進医療等は除く）
- ・ 点数表に掲載されていない特殊な手術や、点数表に掲載されていても従来の手技と著しく異なる手術等の手術料については、術者や請求事務担当者の判断のみで勝手に準用せず、その都度必ず当局に内議すること。
- ・ 既に保険適応されている胸腔鏡、腹腔鏡下手術以外で胸腔鏡、腹腔鏡を用いる場合も、その都度当局に内議し、準用が通知されたもののみが保険適応になる。それ以外の場合については、その手術を含む診療全体が保険適応外となる。
- ・ これらの手術の費用を患者から別に徴収し、手術以外の費用を保険請求することも認められていない。

② 手術に関する情報の患者への提供について

- ・ 一部の手術については、手術に関する情報提供が患者に対して適切に行われることが施設基準として定められており、要件を満たさない場合については手術料が算定できないこととなっている。

(施設基準)

1. 当該医療機関で実施される全ての手術（当該施設基準が設定された手術以外の手術を含む。）について、手術を受ける患者に対し、当該手術の内容、合併症予後等を文書により詳細に説明する等、十分な情報を提供する。
2. 対象となる手術の区分毎に、前年１年間の実施件数を院内に掲示する。

(3) 麻酔の算定上の留意点

麻酔の算定要件については、麻酔科医師のみが知っていればよいというものではない。手術麻酔や検査麻酔等において麻酔を依頼する機会のある外科系・内科系診療科の医師についても、十分に知っておく必要がある。

(算定要件の例)

① 麻酔料

- ・ 診療報酬請求上の麻酔時間は、閉鎖循環式全身麻酔の場合は「患者に麻酔器を接続した時点」から「患者が麻酔器より離脱した時点」、脊椎麻酔等の場合は「患者に麻酔薬を注入した時点」から「手術が終了した時点」となる。
- ・ 硬膜外麻酔カテーテルを抜去した際は診療録にその旨を記録しておかないと、手術の終了した時をもって終了時間とみなされる可能性があるので注意が必要である。

② 麻酔管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)

- ・ 麻酔実施日以外に麻酔前後の診察を行い、その内容を診療録に記載する。なお、麻酔前後の診察について記載された麻酔記録の診療録への添付で代用できる。
- ・ 麻酔記録を診療録に必ず添付する。
(手術麻酔、検査麻酔を依頼した主治医も十分に留意する必要がある。)
- ・ あらかじめ施設基準として届出られた常勤の麻酔科標榜医以外の医師が、麻酔や麻酔前後の診察を担当した場合は、麻酔管理料(Ⅰ)を算定できない。
- ・ 麻酔科標榜医が、麻酔中の患者と同室内で麻酔管理に当たり、主要な麻酔手技を自ら実施した場合に麻酔管理料(Ⅰ)を算定する。
- ・ 麻酔科標榜医の指導の下に、麻酔を担当する医師（非標榜医でも可）が麻酔前後の診察と麻酔の主たる手技を行って初めて麻酔管理料(Ⅱ)が算定できる。

- リハビリテーション実施計画の作成、患者に対する実施計画の内容の説明、定期的な効果判定等を行う必要がある。

(1) 疾患別リハビリテーション

疾患別リハビリテーション料は「心大血管疾患リハビリテーション」「脳血管疾患等リハビリテーション」「廃用症候群リハビリテーション」「運動器リハビリテーション」「呼吸器リハビリテーション」として、リハビリテーションの目的と対象疾患ごとに5つに区分されている。

なお、当該患者が病態の異なる複数の疾患を持つ場合には、必要に応じ、それぞれを対象とする疾患別リハビリテーション料を算定できる。

(疾患別リハビリテーションの種類)

① 心大血管疾患リハビリテーション

- ・ 心機能の回復、再発予防を図るために、運動療法等を行った場合
- ・ 対象：急性心筋梗塞、狭心症、解離性大動脈瘤、心不全 等

② 脳血管疾患等リハビリテーション

- ・ 基本的動作能力の回復等を通じ、種々の運動療法、日常生活活動訓練、言語聴覚訓練等を行った場合 等
- ・ 対象：脳梗塞、脳出血、脊髄損傷、慢性の神経筋疾患、言語聴覚機能障害 等

③ 廃用症候群リハビリテーション

- ・ 基本的動作能力の回復等を通じ、種々の運動療法、日常生活活動訓練等を行った場合 等
- ・ 対象：急性疾患等に伴う安静による廃用症候群で、一定程度以上に動作能力、言語聴覚能力、日常生活能力が低下したもの（治療開始時に FIM：115 以下、BI：85 以下の状態等のもの）

④ 運動器リハビリテーション

- ・ 基本的動作能力の回復等を通じ、種々の運動療法、日常生活活動訓練等を行った場合 等
- ・ 対象：脊椎損傷による四肢麻痺、体幹・上肢・下肢の外傷・骨折 等

⑤ 呼吸器リハビリテーション

- ・ 呼吸訓練や種々の運動療法等
- ・ 対象：慢性閉塞性肺疾患、肺炎、胸部外傷 等

(2) 疾患別リハビリテーションの算定日数制限

疾患別リハビリテーションを継続することにより、治療上有効であると医学的に判断される場合については、各疾患別リハビリテーションに定められた疾患の患者に限り、標準的算定日数を超えてリハビリテーションの算定が可能である。

(算定日数の上限)

- ・ 心大血管疾患リハビリテーション … 150 日以内
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション … 180 日以内
- ・ 廃用症候群リハビリテーション … 120 日以内
- ・ 運動器リハビリテーション … 150 日以内
- ・ 呼吸器リハビリテーション … 90 日以内

標準的算定日数を超えたものについては、月 13 単位を上限に算定可能である。

なお、算定単位数上限を超えたものについては選定療養として実施可能。

(3) がん患者リハビリテーション料

がんの種類や進行、がんに対して行う治療及びそれに伴って発生する副作用又は障害等について十分な配慮を行った上で、がんやがんの治療により生じた疼痛、筋力低下、障害等に対して、二次的障害を予防し、運動器の低下や生活機能の低下予防・改善することを目的として種々の運動療法、実用歩行訓練、日常生活活動訓練、物理療法、応用的動作能力、社会的適応能力の回復等を組み合わせて個々の症例に応じて行った場合について算定する。

(4) 疾患別リハビリテーション料の算定上の留意点

- ① 医師は定期的な機能検査等をもとに効果判定を行い、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、リハビリテーションの開始時とその後 3 か月に 1 回以上、患者に対してリハビリテーション実施計画の内容を説明し、診療録にその要点を記載する。
- ② 個々の患者の状態に応じて行ったリハビリテーションのみ算定可能であり、集団療法として行った場合については算定できない。
- ③ 物理療法のみを行った場合は、リハビリテーション料として算定できない。この場合、処置料の該当項目により算定する。
- ④ 発症後早期のリハビリテーションを図るため、より早期に実施したものについて、加算が設けられている。加算の算定可能期間、施設基準に留意する。
- ⑤ 外来リハビリテーション診療料 1・2 (医学管理)

医師によるリハビリテーションに関する包括的な診察を評価するものである。具体的にはリハビリテーションの目的で来院した外来患者のうち、状態の安定した患者については、リハビリテーションスタッフが十分な観察を行うことや、直ちに医師の診察が可能な体制をとること等を要件とした上で、再診料等を算定せずに疾患別リハビリテーションを提供出来る。

(5) 入院基本料の ADL 維持向上等体制加算

入院患者の ADL の維持向上等を評価したもので、ADL の維持向上等を目的とした指導を行うこと、患者家族への情報提供やカンファレンスの開催を行う。

ただし、疾患別リハビリテーション料等を算定した場合は、当該加算を算定することはできない。

(6) 維持期リハビリテーション

入院中以外の要介護被保険者等に対する維持期の脳血管疾患等リハビリテーション、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーションについて、原則として平成 30 年 3 月までに介護保険へ移行する。

(7) 介護保険によるリハビリテーション移行支援料

維持期リハビリテーションを受けている入院患者以外の要介護被保険者等について居宅介護支援事業所の介護支援専門員等との連携により医療保険から介護保険のリハビリテーションに移行した場合の評価。

1 1 精神科専門療法

○ 実施した精神療法の要点、精神療法に要した時間を診療録に記載する等、算定要件に留意する。

(1) 入院精神療法の留意点

- ・ 対象精神疾患。
統合失調症、躁うつ病、神経症、中毒性精神障害（アルコール依存症等）、心因反応、児童・思春期精神疾患、パーソナリティ障害、精神症状を伴う脳器質性障害等。
- ・ 「入院精神療法」とは、一定の治療計画に基づいて、精神面から効果のある心理的影響を与えることにより、対象精神疾患に起因する不安や葛藤を除去し、情緒の改善を図り、洞察へと導く治療方法をいう。
- ・ 入院精神療法（Ⅰ）は、精神保健指定医が30分以上入院精神療法を行った場合に、入院の日から起算して3か月以内の期間に限り週3回を限度として算定する。
- ・ 入院精神療法を行った場合は、その要点を診療録に記載する。入院精神療法（Ⅰ）の場合は、更に当該療法に要した時間も診療録に記載する。

(2) 通院・在宅精神療法の留意点

- ・ 対象精神疾患は、入院精神療法と同じ。
- ・ 精神科を標榜する保険医療機関の、精神科を担当する医師が行った場合に限り算定。
- ・ 通院・在宅精神療法とは、一定の治療計画のもとに、危機介入、対人関係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを継続的に行う治療方法をいう。
- ・ 診療に要した時間が5分を超えたときに限り算定する。
- ・ 診療録に、当該診療に要した時間を記載する。時間が明確ではない場合、「30分超」などの記載でも差し支えない。（30分以上と30分未満で点数が異なる。）
- ・ 通院・在宅精神療法を行った場合は、その要点を診療録に記載する。

(3) 精神科継続外来支援・指導料の留意点

- ・ 対象精神疾患は、(1)(2)と同じ。
- ・ 精神科を標榜する保険医療機関の、精神科を担当する医師が、精神障害者の地域生活の維持や社会復帰に向けた支援のため、患者又はその家族等に対して、病状、服薬状況及び副作用の有無等の確認を主とした支援を継続して行う場合を評価。
- ・ 精神科継続外来支援・指導を行った場合は、その要点を診療録に記載する。

(4) 認知療法・認知行動療法の留意点

- ・ 認知療法・認知行動療法とは、入院中の患者以外のうつ病等の気分障害、強迫性障害、社交不安障害、パニック障害又は心的外傷後ストレス障害の患者に対して、認知の偏りを修正し、問題解決を手助けすることによって治療することを目的とした精神療法をいう。
- ・ いずれの疾患に対して行う場合も、厚生労働科学研究班作成のマニュアルに従って行った場合に限り、算定出来る。
- ・ 一連の治療計画を策定し、患者に詳細な説明を行い、認知療法・認知行動療法に習熟した医師（研修を受講するなど）により、30分を超えて治療が行われた場合に算定する。
- ・ 認知療法・認知行動療法を行った場合は、その要点及び診療時間を診療録に記載する。
- ・ 医師と看護師が共同して行う場合、施設基準と算定要件に特に留意する。

(5) 精神科ショート・ケア、デイ・ケア、ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケアの留意点

- ・ 精神疾患を有するものの社会生活機能の回復を目的として、個々の患者に応じたプログラムに従ってグループごとに治療するもの。
- ・ いずれを行った場合も、その要点及び診療時間を診療録に記載する。
- ・ いずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える場合、週5日算定が限度。ただし、週4日以上算定できるのは、次のいずれも満たす場合に限られる。
 - ア 少なくとも6か月に1回以上、医師が必要性について精神医学的に評価を行い、継続が必要と判断した場合には、その理由を診療録に記載する。
 - イ 少なくとも6か月に1回以上、精神保健福祉士又は臨床心理技術者が患者の意向を聴取する。
 - ウ 聴取した患者の意向を踏まえ、医師を含む多職種が協同して、患者の意向及び疾患等に応じた診療計画を作成する。医師は診療計画を患者又は家族等に説明し、精神科デイ・ケア等の実施について同意を得る。
 - エ 精神科デイ・ケア等を実施した患者の、月あたりの実施回数、平均実施期間等について、要件が規定されている。

(6) 精神科退院指導料の留意点

- ・ 精神科を標榜する保険医療機関において、1か月を超えて入院している精神疾患を有するもの、又はその家族等に対して、精神科を担当する医師、看護師、作業療法士及び精神保健福祉士が共同して、保健医療サービス又は福祉サービス等に関する計画を策定する。
- ・ 必要に応じて、障害福祉サービス事業所、及び相談支援事業所等と連携する。
- ・ 策定した計画を、文書（参考様式あり）により、医師が説明を行った場合に算定する。
- ・ 指導対象が、患者本人又は家族等であるかを問わず、対象となる退院1回につき、1回に限り当該患者の入院中に算定する。
- ・ 説明内容には、退院後の治療計画、退院後の療養上の留意点、退院後に必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等を含む。
- ・ 説明に用いた文書は、患者またはその家族等に交付するとともに、その写しを診療録に貼付すること。

1 2 食事療養

- 食事も医療の一環であることに留意する。
- 食事摂取可能な患者へのビタミン剤の投与については、要件を満たすことを必ず確認する。

(1) 入院時食事療養費等の留意点

- ① 食事療養の費用は1食ごとに算定することとなっているため、食事の開始・中止、食種の変更等の指示を適時適切に行うこと。
- ② 医師、管理栄養士又は栄養士による毎食の検食と検食簿の記載は、入院時食事療養（Ⅰ）の算定のために必要なものである。単なる「試食」ではないということに留意するとともに、毎食の検食を実施し、その所見を必ず検食簿に記載すること。

(2) 特別食加算算定上の留意点

- ① 治療食等の特別食を提供する場合については、患者の状態や傷病名等が提供の要件を満たしていることを十分確認した上で、原則として医師自らが食事せんを作成し、オーダーを行うこと。（オーダーエントリーシステム等により、医師本人の指示によることが確認できるものについても認める。）

（医師以外の者が治療食の提供の可否を判断し、栄養部門へのオーダー（オーダー変更を含む。）を行うことのないよう留意する。）

なお、市販されている流動食のみを経管栄養法により提供したときは、特別食加算は算定しない。

（各治療食の対象となる患者の例）

- ・脂質異常症食：空腹時 LDL-コレステロール値 140 mg/dL 以上、又は HDL-コレステロール値 40 mg/dL 未満、又は中性脂肪値 150 mg/dL 以上の患者、高度肥満症（肥満度が+70%以上又はBMIが35以上）の患者
 - ・貧血食：血中ヘモグロビン濃度 10 g/dL 以下で、その原因が鉄欠乏である患者
- ② 治療食の名称は、混乱を避けるため、できる限り告示の名称（腎臓食、肝臓食、糖尿病食等）を用いることが望ましい。なお、平成28年度改定で、治療食にてんかん食が追加された。

(3) ビタミン剤の投与について

ビタミン製剤の薬剤料を算定できるのは、医師がビタミン剤の投与が有効であると判断し、適正に投与された場合に限られる。（なお、薬事承認上の用法・用量を遵守することは前提である。）

また、ビタミン剤の投与が必要と判断した趣旨を具体的に診療録に記載する。

（適正な投与の例）

- ・ 疾患・症状の原因がビタミン欠乏・代謝障害であることが明らかな患者（またはその疑いのある患者）が、必要なビタミンを食事で摂取することが困難な場合
- ・ 妊産婦、乳幼児等で食事からのビタミン摂取が不十分であると診断された場合
- ・ 重湯等の流動食、五分粥以下の軟食を食している場合
- ・ 無菌食、代謝異常食（フェニールケトン尿症食等）を食している場合

VI 急性期医療に係る診断群分類別包括評価 (DPC/PDPS) について

1 DPC/PDPSとはなにか

DPC 制度 (DPC/PDPS) は、平成 15 年 4 月、閣議決定に基づき、特定機能病院を対象に導入された、急性期入院医療を対象とした診療報酬の包括評価制度である。DPC (Diagnosis Procedure Combination) は、わが国独自の患者分類としての「診断群分類」の略称であり、PDPS (Per-Diem Payment System) は、「1 日当たり包括支払い制度」の略称である。診断群分類に基づく 1 日当たり定額報酬算定制度、いわゆる「DPC 制度」の略称は、DPC/PDPS (Diagnosis Procedure Combination / Per-Diem Payment System) である。

なお、平成 28 年 4 月 1 日現在、DPC/PDPS 対象病院数は 1667、約 49 万 5 千床となり、全一般病床の約 55% を占めるに至っている。

2 制度の概要

(1) 診断群分類の基本構造

診断群分類は、まず、18 の「主要診断群 (MDC: Major Diagnostic Category)」と呼ばれる疾患分野ごと (例えば MDC01: 神経系疾患、MDC02: 眼科系疾患、MDC03: 耳鼻咽喉科系疾患など) に大別され、それぞれ傷病により分類される。次に、診療行為 (手術、処置等)、重症度等により分類されている。傷病名は国際疾病分類である ICD10 (ICD: International Classification of Diseases) により、診療行為等については診療報酬上の区分により定義され、重症度等については傷病ごとに評価する重症度等の指標が設定されている。

【主要診断群】

MDC01	神経系疾患
MDC02	眼科系疾患
MDC03	耳鼻咽喉科系疾患
MDC04	呼吸器系疾患
MDC05	循環器系疾患
MDC06	消化器系疾患、肝臓・胆道・膵臓疾患
MDC07	筋骨格系疾患
MDC08	皮膚・皮下組織の疾患
MDC09	乳房の疾患
MDC10	内分泌・栄養・代謝に関する疾患
MDC11	腎・尿路系疾患及び男性生殖器系疾患
MDC12	女性生殖器系疾患及び産褥期疾患・異常妊娠分娩
MDC13	血液・造血器・免疫臓器の疾患
MDC14	新生児疾患、先天性奇形
MDC15	小児疾患

MDC 16	外傷・熱傷・中毒
MDC 17	精神疾患
MDC 18	その他

(2) 診断群分類の構成

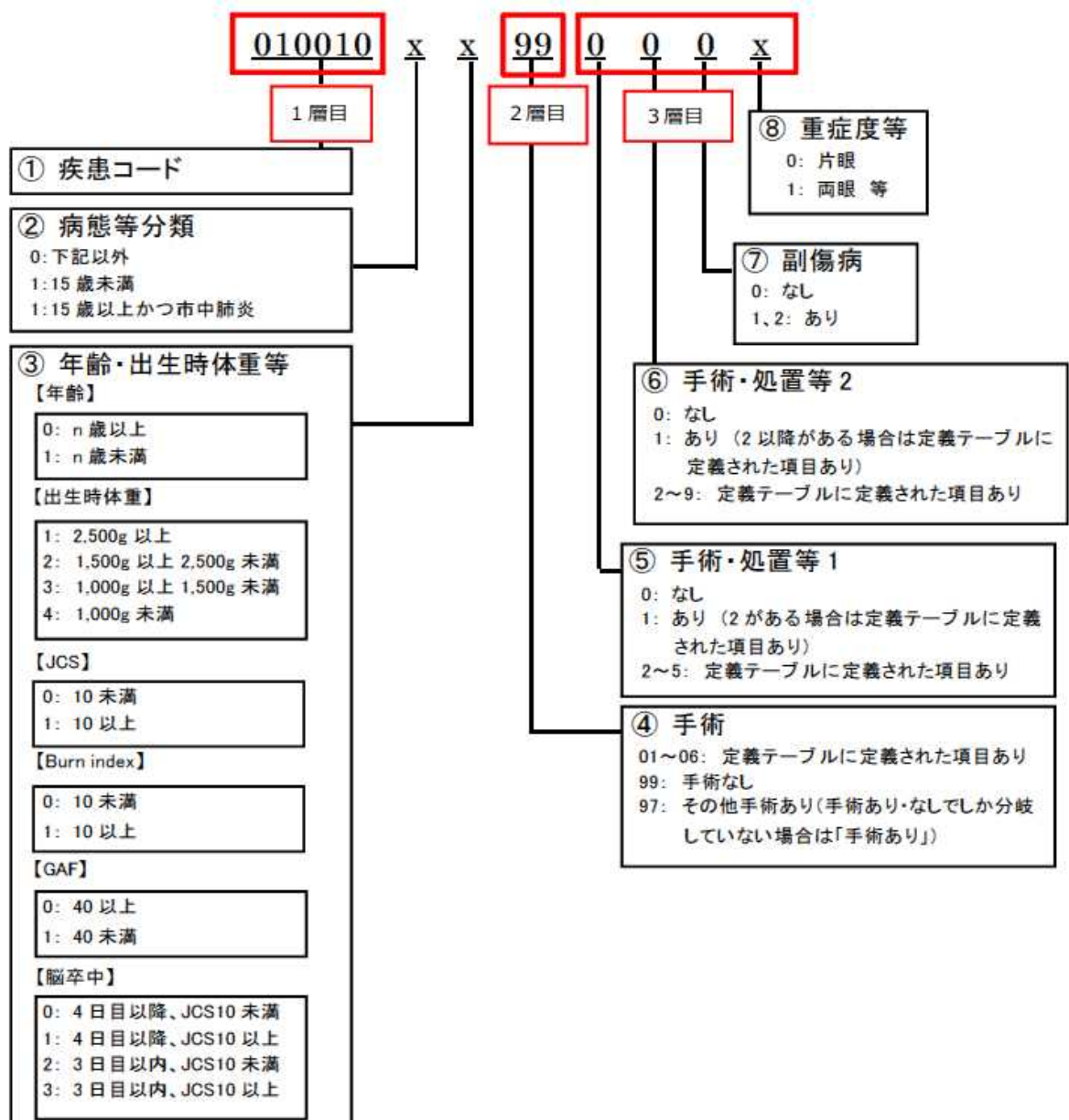
すべての診断群分類は、数字と'x'からなる14桁の診断群分類番号であらわされ、桁ごとに意味をもつ。

《診断群分類の見直し》

診断群分類は、臨床専門家等により構成されるMDC毎作業班における見直し案の報告及びDPC対象病院等の退院患者に係る調査に基づき、診療報酬改定時のほか、高額薬剤の保険収載等に応じて部分的には随時見直されている。現在は18主要診断群、506疾患、5078診断群分類、うち包括対象の分類は4404分類（平成28年度改定における数）から構成されている。

診断群分類番号（14桁）の構成

X：該当する項目がない場合



(3) 診断群分類の決定方法

診断群分類は、「医療資源を最も投入した傷病」により決定される。「医療資源を最も投入した傷病名」とは、入院患者の入院期間全体を通して、治療した傷病のうち、最も人的・物的医療資源を投入した傷病のことであり、1入院中に複数の傷病に対して治療が行われた場合でも、「医療資源を最も投入した傷病」は一つに限る。「医療資源を最も投入した傷病」が不明な時点では、「入院の契機となった傷病」に基づいて診断群分類を決定する。

なお、包括評価の対象診断群分類に該当しない患者は出来高算定となる。

《診断群分類の決定の手順》

- ① 「医療資源を最も投入した傷病名」の決定
- ② 「医療資源を最も投入した傷病」に対応する I C D 10 が分類されている診断群分類の検索
- ③ 診断群分類を決定するために必要な診療行為等に基づく診断群分類の決定。(診断群分類ツリー図、定義テーブル、診断群分類点数表、診断群分類電子点数表を活用する。)

※ 診断群分類点数表

包括評価の対象となる診断群分類ごとに1日当たり点数等を規定している。

※ 診断群分類ツリー図、定義テーブル

「ツリー図」は包括評価の対象外となった診断群分類を含めて全診断群分類を体系的に図示しているもので、通知により示されている。

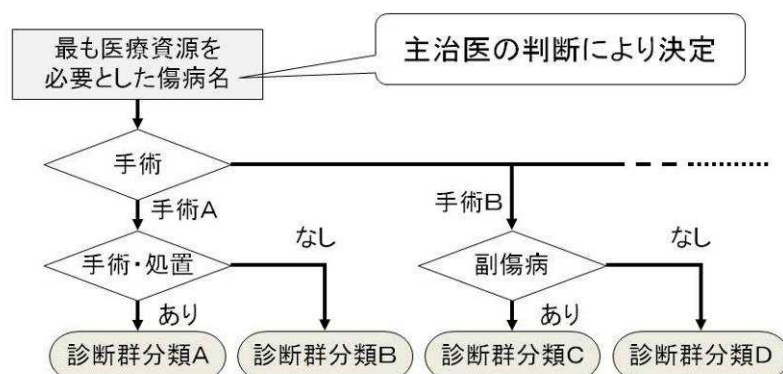
「定義テーブル」には「ツリー図」の分岐の基準の定義を記述している。

※ 診断群分類電子点数表

各医療機関における医事会計システムに対応しやすい形に整えた診断群分類点数表、定義テーブルである。

【診断群分類決定までの流れ】

- ① ICD分類に基づく傷病名により分類
- ② 診療行為(手術、処置等)により分類



(4) 平成 28 年度 DPC 制度対象病院の基準

- ① 一般病棟入院基本料等の 7 対 1 又は 10 対 1 入院基本料に係る届出
- ② 診療録管理体制加算に係る届出
- ③ 標準レセプト電算処理マスターに対応したデータの提出を含め厚生労働省が毎年実施する「DPC 導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む。）」に適切に参加、入院診療及び外来診療に係るデータを提出
- ④ 上記③の調査において、適切なデータを提出し、かつ、調査期間 1 か月当たりの（データ／病床）比が 0.875 以上
- ⑤ 「適切なコーディングに関する委員会」を設置し、年 4 回以上、当該委員会を開催

(5) 包括評価の対象患者

- ① 包括評価の対象患者は、DPC 対象病棟の入院患者のうち、包括評価の対象となった「診断群分類」に該当した者である。
- ② ただし、以下の者を除く。
 - ・ 入院後 24 時間以内に死亡した患者、生後 1 週間以内に死亡した新生児
 - ・ 評価療養、患者申出療養を受ける患者
 - ・ 臓器移植患者の一部
 - ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料等の算定患者
 - ・ その他厚生労働大臣が定める者

3 診療報酬の算定方法

(1) 包括評価制度における診療報酬の額

包括評価制度における診療報酬の額は、包括評価部分と出来高部分で構成されている。

$$\text{診療報酬} = \text{包括評価部分} + \text{出来高部分}$$

① 包括評価部分

「診断群分類」ごとの 1 日当たりの包括評価であり、医療機関別係数による調整が行われる。

$$\text{包括範囲点数} = \text{診断群分類ごとの 1 日当たり点数} \times \text{医療機関別係数} \times \text{入院日数}$$

【包括評価の範囲】

入院基本料、入院基本料等加算（総合入院体制加算等に限る）、医学管理等（手術前医学管理料及び手術後医学管理料に限る）、検査（カテーテル検査（心臓、肺、肝臓、膵臓）、内視鏡検査、血液採取以外の診断穿刺・検体採取料を除く）、画像診断（画像診断管理加算 1、画像診断管理加算 2 及び選択的動脈造影カテーテル手技を除く）、投薬、注射、1,000 点未満の処置料、手術・麻酔の部で算定する薬剤・特定保険医療材料以外の薬剤・材料、病理標本作製料 等

※ 選択的動脈造影カテーテル手技：区分 E 003 に掲げる造影剤注入手技（「3」の「イ」に規定する主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合に限る。）

② 出来高部分

「医科点数表」に基づいた評価が行われる。

【出来高評価の範囲】

入院基本料等加算（総合入院体制加算等を除く）、医学管理等（手術前医学管理料及び手術後医学管理料を除く）、在宅医療、リハビリテーション（薬剤料を除く）、精神科専門療法（薬剤料を除く）、手術、麻酔、放射線療法、カテーテル検査（心臓、肺、肝臓、脾臓）、内視鏡検査、血液採取以外の診断穿刺・検体採取料、画像診断（画像診断管理加算1、画像診断管理加算2及び選択的動脈造影カテーテル手技に限る）、処置料（基本点数が1,000点以上の処置に限る）、病理診断・判断料、無菌製剤処理料、術中迅速病理組織標本作製、H I V感染症に使用する抗ウイルス薬（H I V感染症治療薬）、血友病等に使用する血液凝固因子製剤、慢性腎不全で定期的実施する人工腎臓及び腹膜灌流等、手術・麻酔の部で算定する薬剤・特定保険医療材料

(2) 「診断群分類」ごとの1日当たり点数

在院日数に応じた医療資源の投入量を適切に評価する観点から、診断群分類ごとの1日当たりの包括点数は、在院日数に応じて逓減する仕組みとなっている。

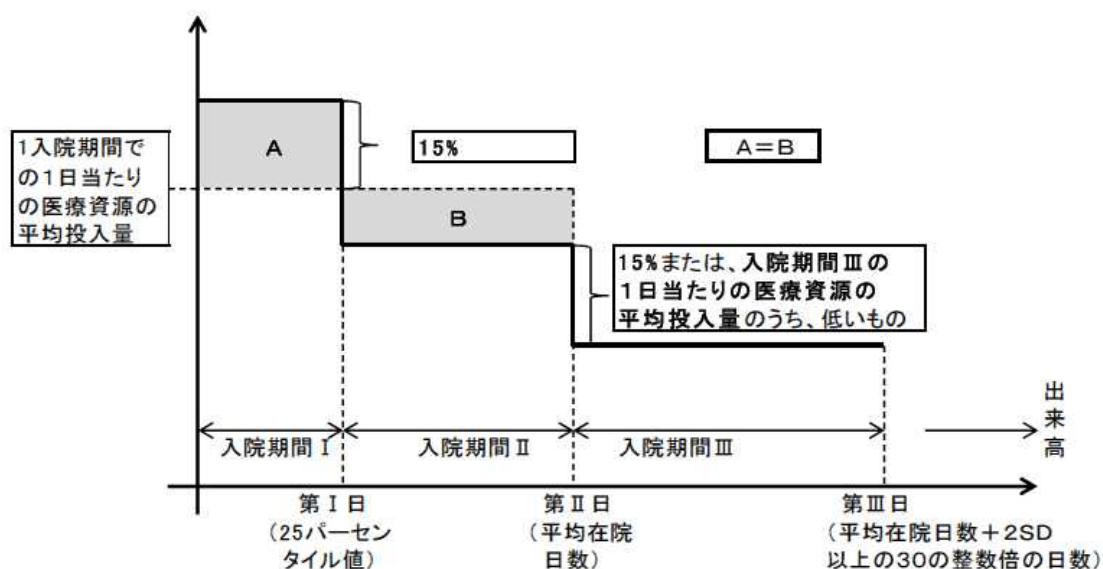
・入院初期を重点評価するため、在院日数に応じた3段階の定額報酬を設定しており、例外的に入院が長期化する患者（アウトライヤー）については平均在院日数から標準偏差の2倍以上の30の整数倍を超えた部分については、医科点数表により出来高算定とする。

実際の医療資源の投入量に応じた評価とするため、以下の4種類の点数設定パターンがある。

通常の場合（設定方法A）

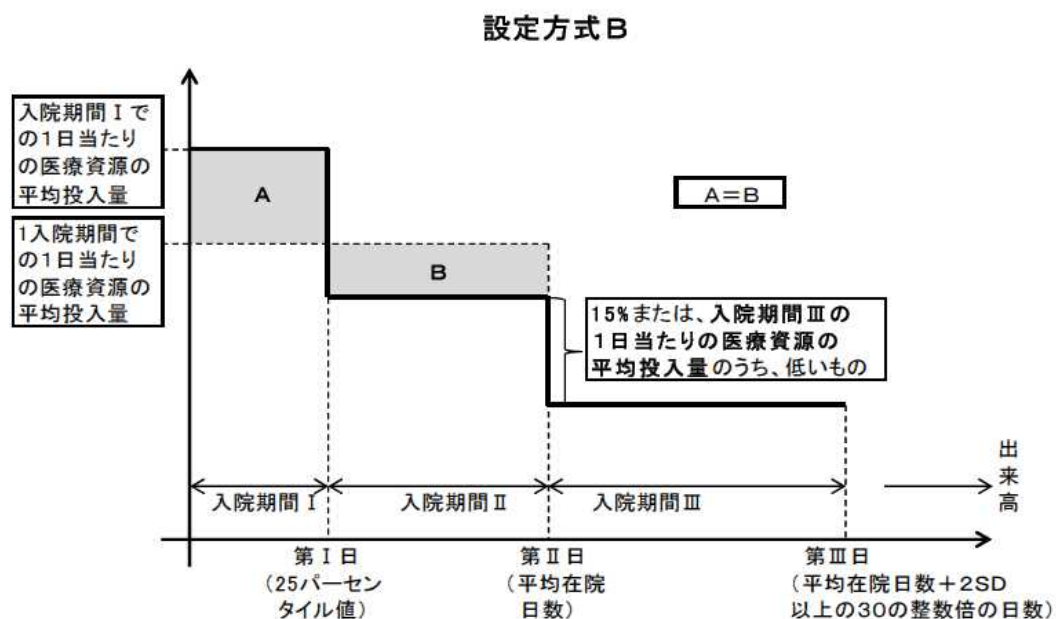
診断群分類入院日数の25パーセント値（入院期間Ⅰ）までは平均点数に15%加算し、平均在院日数を超えた日から前日の点数の85%または、入院期間Ⅲの1日当たりの医療資源の平均投入量のうち、低い点数で算定。

設定方式A



入院初期の医療資源の投入量が非常に大きい場合（設定方法 B）

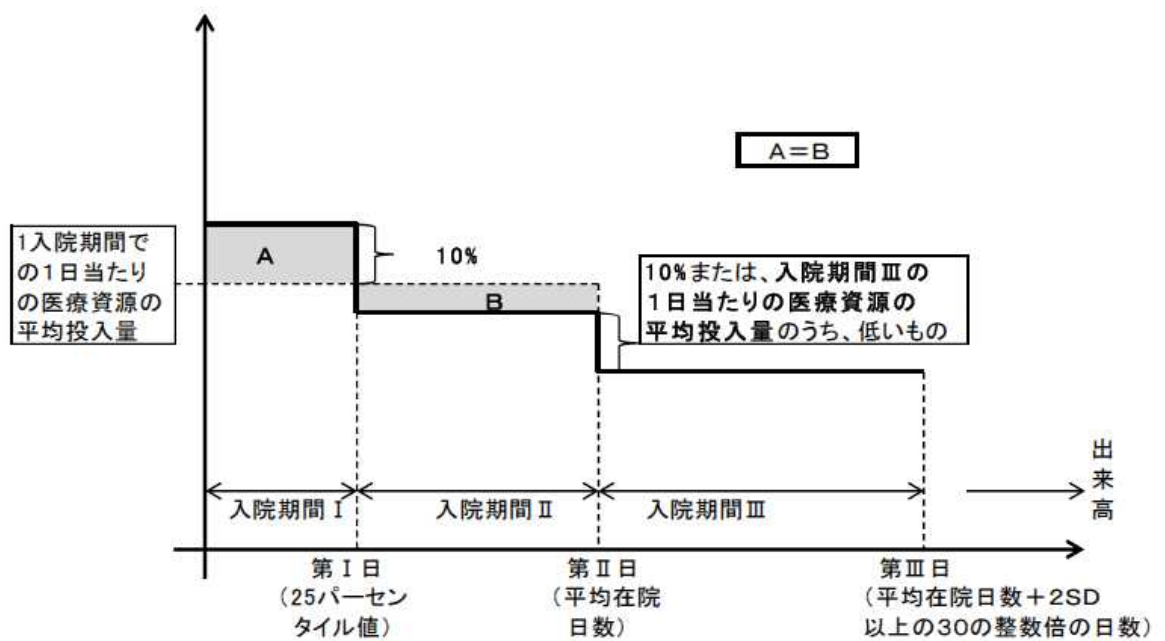
入院期間Ⅰは、その期間での平均点数とし、平均在院日数を超えた日から前日の点数の 85%または、入院期間Ⅲの 1 日当たりの医療資源の平均投入量のうち、低い点数で算定。



入院初期の医療資源の投入量が小さい場合（設定方法 C）

入院期間Ⅰは、平均点数に 10%加算し、平均在院日数を超えた日から前日の点数の 90%または、入院期間Ⅲの 1 日当たりの医療資源の平均投入量のうち、低い点数で算定。

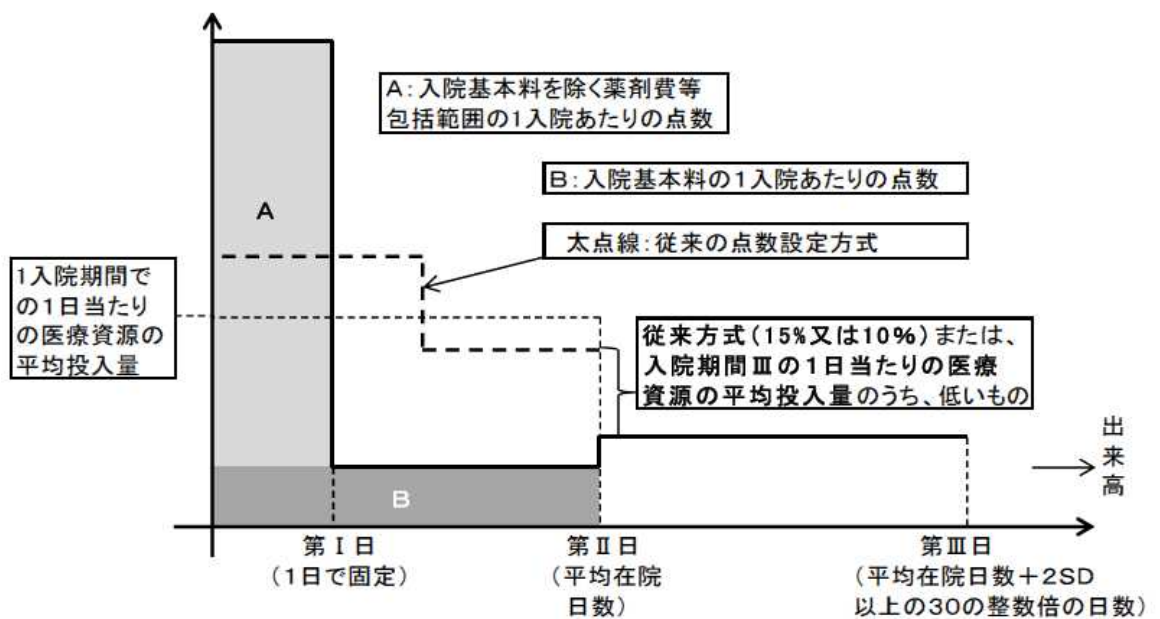
設定方式C



高額薬剤等に係る診断群分類（設定方法D）

入院基本料を除く薬剤費等包括範囲点数を入院期間Ⅰ（1日で固定）で算定し、平均在院日数までは入院基本料の1入院当たりの点数で算定。平均在院日数を超えた日から従来方式（前日の点数の90%または85%）または、入院期間Ⅲの1日当たりの医療資源の平均投入量のうち、低い点数で算定。

設定方式D



(3) 医療機関別係数による評価・調整

各医療機関の医療機關係数は以下の4つを合算したものである。

医療機関別係数＝基礎係数＋機能評価係数Ⅰ＋機能評価係数Ⅱ＋暫定調整係数

基礎係数は、役割や機能に着目した医療機関の群別に設定されている。医療機関群は「DPC 病院Ⅰ群（大学病院本院）」、「DPC 病院Ⅱ群（大学病院本院に準じる病院。）」、「DPC 病院Ⅲ群（Ⅰ群、Ⅱ群以外）」のⅢ群である。

DPC/PDPS の円滑導入のために設定された調整係数は、平成 30 年度を目処に段階的に基礎係数と機能評価係数Ⅱへの置換えを進めることとされており平成 28 年度改定においては調整部分の 75%を機能評価係数Ⅱに置換え、残りの調整部分を「暫定調整係数」として設定することとなった。

① 機能評価係数Ⅰ

出来高評価体系における「当該医療機関の入院患者全員に対して算定される加算」や「入院基本料の補正值」等の評価する係数。

② 機能評価係数Ⅱ

診療実績や医療の質的向上への貢献等に基づき、医療機関が担うべき役割や機能の評価する係数。保険診療指数、効率性指数、複雑性指数、カバー率指数、救急医療指数、地域医療指数、後発医薬品指数、重症度指数の8つの項目からなる。項目に応じて各医療機関群の特性を踏まえた評価手法となっている。

(4) 特定入院料の取扱い

① 急性期型特定入院料を算定している間も包括評価対象診断群分類に該当する場合には、包括評価の対象となる。

・ 急性期型特定入院料とは、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、新生児特定集中治療室管理料等のことである。

② 包括評価の対象となる場合には、急性期型特定入院料を算定する期間には、特定入院料を算定せず1日当たりの加算点数を算定することとされている。

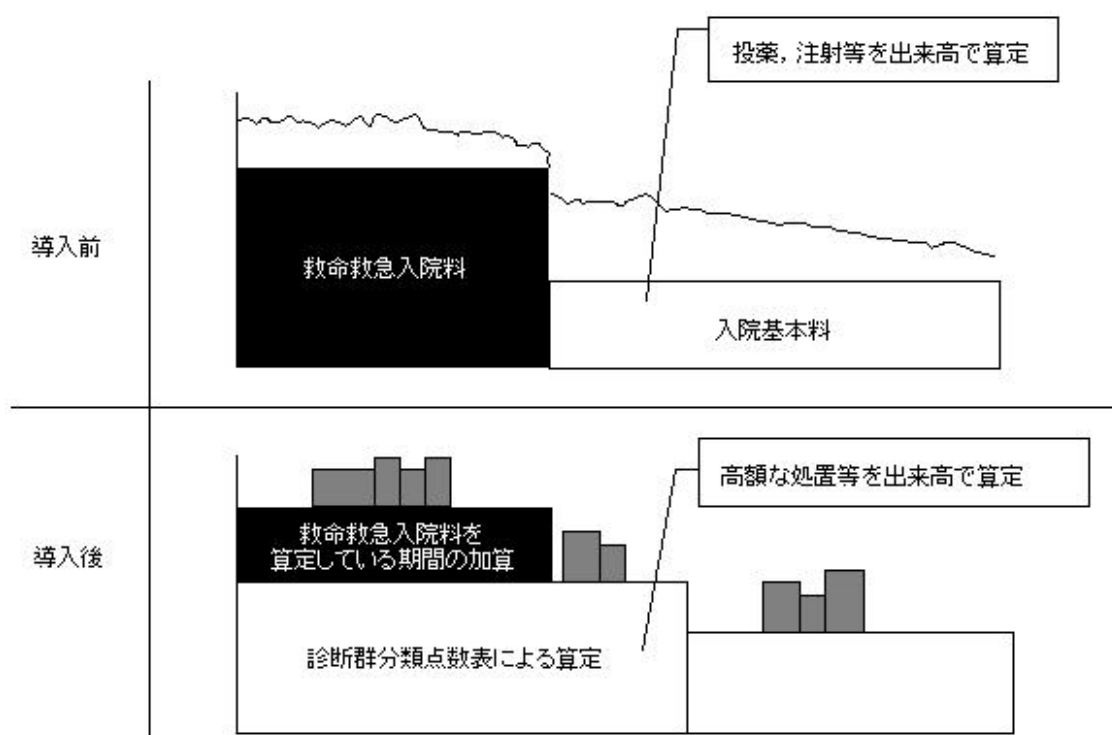
・ 救命救急入院料 1 3 日以内 7825 点 等

また、包括範囲は、DPC 包括評価制度の包括範囲に整理されている。

・ 例えば、特定集中治療室管理料に係る加算を算定している期間であっても心臓カテーテル検査に係る手技料等は算定できる。（医科点数表では包括評価の範囲に含まれている。）

・ ただし、1日当たりの加算点数を算定している期間は、地域加算以外の入院基本料等加算は算定できない。

例) 救命救急入院料のDPCの中での取扱い



(5) 7日以内の再入院(再転棟)について

- ① 同一傷病(診断群分類番号の上2桁が同一のもの)における7日以内の再入院及び再転棟については、前回入院と一連の入院と見なして取り扱うものとする。
また、再入院の契機となった病名が、分類不能コードである場合も、前回入院と一連の入院とみなす。
- ② 同一傷病に該当するか否かの判断については、前回入院の際の「医療資源を最も投入した傷病名」の上2桁と、再入院の際の「入院の契機となった傷病名」の診断群分類番号の上2桁により判断する。
- ③ 7日以内に同一傷病で再入院する場合であっても、再入院時に悪性腫瘍にかかる計画的な化学療法を実施する場合は、起算日は再入院した日とする。
- ④ 再入院後に診断群分類の変更があった場合については、1回目の入院から診断群分類を変更して退院月に差額の調整を行う。

(6) 持参薬について

入院が予定されている場合に、当該入院の契機となった傷病の治療に係るものとして、特段の理由がない限り、あらかじめ処方された薬剤を患者に持参させ、入院中に使用することは認められない。(特段な理由とは、単に病院や医師等の方針によるものではなく、個々の患者の状態等に応じた個別具体的な理由であることが必要である。やむを得ず持参薬を入院中に使用する場合は、当該特別な理由を診療録に記載すること。)

(7) 診療報酬請求時の留意点

- ① 診療報酬明細書については、診療行為の内容が分かる情報（「コーディングデータ」という。）も記載する。特定入院料等を算定する期間については、当該特定入院料等に包括される診療行為等のうち、コーディングに係る診療行為等も併せて記載する。
- ② 診療報酬の請求方法は、患者の退院時に決定された請求方法をもって、ひとつの入院期間において統一する。例えば、入院当初は診断群分類点数表により算定（いわゆる「包括」）していた患者が、診療方針の変更等により、退院時には医科点数表により算定（いわゆる「出来高」）することとなった場合は、入院期間を通して「出来高」で算定する。

VII 保険診療に関するその他の事項

1 診療報酬明細書（レセプト）の作成

(1) レセプトへの関与について

診療報酬明細書（レセプト）は、請求事務部門が単独で作成するものではなく、保険医もまた作成の一翼を担っていることを十分に認識する必要がある。

（参考：療養担当規則）

第23条の2（適正な費用の請求の確保）

保険医は、その行った診療に関する情報の提供等について、保険医療機関が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めなければならない。

(2) レセプト点検のポイント

審査支払機関への提出前には、診療録等と照合し、記載事項に誤りや不備等がないか十分に確認する必要がある。

以下に、保険医がレセプト点検の際に注意すべき留意点の一例を示す。これらはあくまで参考であり、医療機関の診療体制の実態に応じて、適切なレセプトチェック体制を院内全体で確立する必要がある。

（レセプト点検時の注意点の一例）

① 傷病名

- ・ 診療録に記載（あるいは医療情報システムに登録）した傷病名と一致しているか。
- ・ 査定等を未然に防ぐことを目的とした実態のない架空の傷病名（いわゆる「レセプト病名」）が記載されていないか。
- ・ 疑い病名、急性病名等が長期間にわたり放置されていないか。
- ・ 診療開始日が、レセプトと診療録とで一致しているか。

② 請求内容

- ・ レセプトの請求内容は、診療録の診療内容と一致しているか。
- ・ 診療録への必要記載事項が定められた項目の請求については、必要な事項がきちんと診療録に記載されているか。
- ・ 医師がオーダーしていない医学管理等が算定されていないか。また、同一の医学管理等が、入院と外来とで重複して算定されていないか。
- ・ 中止、取消した薬剤等が誤って算定されていないか。また、処置等に用いた薬剤を投薬欄に記載するなど、誤った場所に記載されていないか。
- ・ 処置名、術式は、実際に行った診療内容と合致しているか。

③ D P C

- ・ 診断群分類は医学的に妥当適切なものか。
- ・ 傷病名、副傷病名その他レセプト上の傷病名が、診療録上のものと一致しているか(診断群分類の決定過程に単独でつけられた傷病名となっていないか)。
- ・ 入院中に新たに発生した手術・処置・副傷病等により、入院時につけた診断群分類を変更する必要があるか。
- ・ D P C対象外患者など、本来は出来高で請求すべき患者がD P Cで請求されていないか。

(3) 症状詳記について

レセプト上の傷病名や請求項目のみでは診療内容に関する説明が不十分と思われる場合は、診療から保険請求に至った経緯について「症状詳記」として作成し、レセプトに添付する必要がある。この際、検査データ等の客観的・具体的事実を簡潔明瞭に記載することが望ましい。

(不適切な症状詳記の例)

- ・ 検査データ等が、実際の値と異なるもの
- ・ 一般的な診療方針に終始し、患者の個々の病態に応じた記載になっていないもの

2 患者から受領できる費用

一部負担金等の受領について

療養担当規則の規定により、患者から受領できる費用の範囲が以下のとおり定められている。これらの費用は、原則的に全ての患者から徴収する必要があり、特定の患者（職員、職員家族等）に対して減免等の措置を採ってはならない。

(患者に負担を求めることができるもの)

- ① 患者一部負担金
- ② 入院時食事療養費・入院時生活療養費の標準負担額
- ③ 保険外併用療養費における自費負担額
- ④ 人工腎臓を実施した患者について、療養の一環として行われた食事以外の食事の実費
- ⑤ 療養の給付と直接関係ないサービス等の実費

3 保険外併用療養費制度

保険外併用療養費制度は、平成18年10月に設けられた制度で、それまでの特定療養費制度の趣旨を踏まえつつも、「評価療養」「選定療養」として整理再編したものである。また、平成28年度4月には「患者申出療養」が新設された。

(1) 評価療養について

「評価療養」は、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、将来的に保険給付の対象として認めるかどうかについて、適正な医療の効率化を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものを行い、基礎的な部分を保険外併用療養費として保険給付する制度である。

患者の不当な自己負担が生じないように、例えば“先進医療”は医療機関等の届出に基づき、厚生労働大臣の設置する先進医療専門家会議において個々の技術について審査・承認し、その内容や費用を明確化するとともに、それらの情報の院内での掲示等を義務付けている。

(評価療養の種類)

- ・ 厚生労働大臣が定める先進医療
- ・ 医薬品の治験に係る診療
- ・ 医療機器の治験に係る診療
- ・ 医薬品医療機器等法に基づく承認後で保険（薬価基準）収載前の医薬品の使用
- ・ 医薬品医療機器等法に基づく承認後で保険収載前の医療機器の使用
- ・ 適応外の医薬品の使用（公知申請されたもの）
- ・ 適応外の医療機器の使用（公知申請されたもの）

(参考) 先進医療

- ・ 療養担当規則18条には、「保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣の定めるもののほか行ってはならない」との規定があるが、先進医療については、保険診療で禁止されている特殊な療法又は新しい療法の例外として認められている。具体的には、有効性及び安全性を確保する観点から、医療技術ごとに一定の施設基準を設定し、施設基準に該当する保険医療機関は届出により、先進医療と保険診療との併用ができることとしたものである。
- ・ 従来の特定制療養費制度では、実施するに当たって、医療技術の有効性・安全性を確認し、かつ、その技術ごとに医療機関の審査・承認が必要であった。しかし平成18年10月の制度改正によって、既に先進医療（従来の高度先進医療を含む）として評価を受けている医療技術については、各技術ごとに一定水準の要件を設定し、該当する医療機関は届出により実施可能な仕組みとなった。
- ・ また、未評価の新規技術については、①医療技術の科学的評価は、厚生労働大臣の設置に係る専門家会議に委ね透明化、②医療機関から要件の設定に係る届出がなされてから、原則3か月以内に、「適」、「否」、「変更」又は「保留（期間の延長）」、のいずれかを書面により、理由を付して通知することにより、透明化・迅速化が図られた。

- ・ 制度改正によって、先進医療実施の敷居が低くなったものの、先進医療が保険診療における例外であるという位置づけに変わりはなく、以上のようなルールを遵守しなければ、たとえ良質な医療行為を提供していたとしても、療養担当規則違反を問われかねない。届出や報告、実施体制等に遺漏ないように、現場の医師と医事部門で密に連絡を取りつつ実施していただきたい。

（参考）医薬品の治験に係る診療に関する留意点

- ・ 保険外併用療養費の支給対象となる治験は、医薬品医療機器等法の規定に従い依頼されたものに限られる。また治験の実施に当たっては、医薬品医療機器等法その他の治験に関する諸規定を遵守する。
- ・ 保険外併用療養費の支給対象となる期間については、治験の対象となる患者ごとに当該治療を実施した期間（治験実施期間）とする。
治験実施期間とは、治験薬等の投与を開始した日から投与を終了した日までであり、治験薬等を投与していない前観察期間及び後観察期間はこれに含まれない。
- ・ 治験に係る診療のうち、検査、画像診断の費用については、保険外併用療養費の支給対象とはしない。また、投薬、注射の費用のうち、治験薬の予定される効能、効果と同様の効能、効果を有する医薬品、並びに当該治験の被験薬及び対照薬の費用（医師主導治験の場合は、被験薬及び対照薬の投薬及び注射に係る費用）については、保険外併用療養費の支給対象とはしない。
- ・ 保険外併用療養費の支給対象となる治験は、患者に対する情報提供を前提として、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られる（治験の内容等を患者に説明することが医療上好ましくない場合等は、支給対象とならない）。

（2）選定療養について

「選定療養」は、患者の選択に委ねることが適当なサービスについて、患者が自ら選択して追加的な費用を自己負担しつつ、基礎的部分について療養費の支給を受けながら診療を受けることを認める制度である。

患者の不当な自己負担が生じないように、個々のサービスについて、患者に対する十分な説明、患者の自己選択の保障、質の確保などの一定のルール化を定め、その内容や費用を明確化するとともに、それらの情報の院内での掲示等を義務付けている。

（選定療養の種類）

- ・ 特別の療養環境の提供（差額ベッド）
- ・ 予約診療
- ・ 時間外診療
- ・ 金属床総義歯
- ・ 小児う歯の指導管理（う歯多発傾向を有しない13歳未満）
- ・ 200床以上の病院の未紹介患者の初診
- ・ 200床以上の病院の再診
- ・ 制限回数を超える医療行為
- ・ 180日以上入院

(3) 患者申出療養について

「患者申出療養」は、困難な病気と闘う患者の思いに応えるため、先進的な医療について、患者の申出を起点とし、安全性・有効性等を確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けられるようにする制度である。

この制度は、国において安全性・有効性等を確認すること、保険収載に向けた実施計画の作成を臨床研究中核病院に求め、国において確認すること、及び実施状況等の報告を臨床研究中核病院に求めている。

4 医療保険と介護保険の給付調整について

要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）については、原則として、介護保険給付が医療保険給付より優先される（健康保険法第 55 条）が、別に厚生労働大臣が定める場合については、医療保険から給付できることとされており、これを医療保険と介護保険の給付調整という。

(1) 介護保険施設の入所者に係る給付調整

介護保険法で定められた介護保険施設には介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：特養）、介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設（介護療養病床）の三種類がある。これらにはそれぞれ医師の配置があるが、各施設類型で医療提供の密度が異なることから、介護報酬に包括されている部分と医療保険において給付される（診療報酬として算定できる）範囲が各々異なっている。

例えば、特別養護老人ホームでは、日常的な健康管理については介護報酬に包括されているが、それ以外は医療保険において個別に算定可能となっている。老健においては、診療報酬として算定できる（または算定できない）検査・処置等が別途定められている。介護療養病床については、抗悪性腫瘍剤等一部の投薬・注射、手術、放射線治療、急性増悪時の医療等を除き、医療に係る費用は介護報酬に包括されている。

(2) 要介護被保険者等に対する診療報酬算定の留意点

- ・ 特別養護老人ホーム等の配置医師が入所者に対して行う診療については、その診療に係る給付が介護報酬に包括されているものであることから、初診料及び再診料は算定できない。
- ・ 特別養護老人ホーム等の配置医師が入所者に対して行った医学管理（特定疾患療養管理料など）については、一部の項目を除き、その医学管理に係る給付が介護報酬に包括されているものであることから、診療報酬において算定できない。（配置医師でない医師が定期的に入所者の診療に当たっている場合でも、その医師は実質的に配置医師とみなされるので取扱いと同様。）
- ・ 介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、同一月において、介護保険の居宅療養管理指導等を医師が行い居宅療養管理指導費等を算定している場合、診療情報提供料（Ⅰ）は、市町村若しくは指定居宅介護支援事業者等又は薬局に対する情報提供に係るものには算定できない。
- ・ 在宅医療のうち在宅患者訪問診療料等は、特別養護老人ホーム等の入所患者に対しては、算定できない。（末期の悪性腫瘍の患者を除く。）
- ・ 特別養護老人ホーム等の職員（看護師、理学療法士等）が行った医療行為については、診療報酬を算定できない。

5 サービス等に対する実費徴収について

(1) 「療養の給付と直接関係ないサービス等」の費用の徴収について

患者に対し、保険診療における療養の給付と直接関係のないサービス等を提供し、その費用を患者から別途徴収することについては、一定の範囲内で認められており、サービスの範囲や運用上の留意事項等が通知により示されている

なお、これらのサービスを提供し、その費用の徴収を行おうとする場合には、一つの診療科や病棟のみ判断するのではなく、個々の事例ごとに、請求事務部門等に事前に相談し、費用の徴収の可否を確認した上で運用を開始するべきである。

(費用の徴収に必要な手続き)

- ① 保険医療機関等内の見やすい場所、例えば、受付窓口、待合室等に、費用徴収が必要となるサービス等の内容や料金について、患者に分かりやすく掲示する。
- ② 費用徴収が必要となる場合には、患者に対し、サービスの内容や料金等についてきちんと説明し、文書により同意を確認の上で徴収する。
- ③ 徴収する費用については、社会的にみて妥当適切なものとする。
- ④ 患者から費用徴収した場合は、他の費用と区別した内容のわかる領収証を発行する。「お世話料」「施設管理料」「雑費」等の曖昧な名目での費用徴収は認められない。

(2) 療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例

療養の給付と直接関係ないサービス等	療養の給付と直接関係ないサービス等 とはいえないもの
1. 日常生活上のサービスに係る費用 ア おむつ代、尿とりパット代、腹帯代、T字帯代 イ 病衣貸与代（手術、検査等を行う場合の病衣貸与を除く。） ウ テレビ代 エ 理髪代 オ クリーニング代 カ ゲーム機、パソコン（インターネットの利用等）の貸出し キ MD、CD、DVD各プレイヤーの貸出し及びそのソフトの貸出し ク 患者図書館の利用料 等 2. 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用 ア 証明書代 （例）産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書、生命保険等に必要診断書等の作成代等 イ 診療録の開示手数料（閲覧、写しの交付等に係る手数料） ウ 外国人患者が自国の保険請求等に必要診断書等の翻訳料等 3. 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用 ア 在宅医療に係る交通費 イ 薬剤の容器代（ただし、原則として保険医療機関等から患者へ貸与するものとする。） 等 4. 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用 ア インフルエンザ等の予防接種 イ 美容形成（しみとり等） ウ 禁煙補助剤の処方等（ニコチン依存症管理料の算定対象となるニコチン依存症（以下「ニコチン依存症」という。）以外の疾病について保険診療により治療中の患者に対し、スクリーニングテストを実施し、ニコチン依存症と診断されなかった場合であって、禁煙補助剤を処方する場合に限る。）等 5. その他 ア 保険薬局における患者への調剤した医薬品の持参料 イ 日本語を理解できない患者に対する通訳料 ウ 他院より借りたフィルムの返却時の郵送代 エ 院内併設プールで行なうマタニティスイミングに係る費用 等	1. 手技料等に包括されている材料やサービスに係る費用 ア 入院環境等に係るもの （例）シーツ代、冷暖房代、電気代（ヘッドホンステレオ等を使用した際の充電に係るもの等）、清拭用タオル代、おむつの処理費用、電気アンカ・電気毛布の使用料、在宅療養者の電話診療、医療相談、血液検査など検査結果の印刷費用代等 イ 材料に係るもの （例）衛生材料代（ガーゼ代、絆創膏代等）、おむつ交換や吸引などの処置時に使用する手袋代、手術に通常使用する材料代（縫合糸代等）、ウロバッグ代、皮膚過敏症に対するカブレ防止テープの提供、骨折や捻挫などの際に使用するサポーターや三角巾、医療機関が提供する在宅医療で使用する衛生材料等、医師の指示によるスポイト代、散剤のカプセル充填のカプセル代、一包化した場合の分包紙代及びユニバック代 等 ウ サービスに係るもの （例）手術前の剃毛代、医療法等において設置が義務付けられている相談窓口での相談、車椅子用座布団等の消毒洗浄費用、インターネット等より取得した診療情報の提供、食事時のとりみ剤やフレーバーの費用 等 2. 診療報酬の算定上、回数制限のある検査等を規定回数以上に行った場合の費用（費用を徴収できるものとして、別に厚生労働大臣の定めるものを除く。） 3. 新薬、新医療機器、先進医療等に係る費用 ア 医薬品医療機器等法上の承認前の医薬品・医療機器（治験に係るものを除く。） イ 適応外使用の医薬品（評価療養を除く。） ウ 保険適用となっていない治療方法（先進医療を除く。） 等

6 自己診療、自家診療について

(1) 自己診療について

医師が、自身に対して診察し治療を行うことを「自己診療」といい、健康保険法等に基づく現行の医療保険制度は、被保険者、患者（他人）に対して診療を行う場合についての規定であるとされていることから、自己診療を保険診療として行うことについては、現行制度下では認められていない。保険診療として請求する場合は、同一の保険医療機関であっても、他の保険医に診察を依頼し、治療を受ける必要がある。

(2) 自家診療について

医師が、医師の家族や従業員に対し診察し治療を行うことを「自家診療」という。

自家診療を保険診療として行う場合については、加入する保険医療制度の保険者により取扱いが異なるようである。認められる場合についても、診療録を作成し、必ず診察を行い、その内容を診療録に記載し、一部負担金を適切に徴収するのは当然である。無診察投薬、診療録記載の省略、一部負担金を徴収しない等の問題が起こりやすいため、診察をする側、受ける側ともに注意が必要である。

VIII 健康保険法等に基づく指導・監査について

1 指導・監査について

(1) 指導について

保険診療の質的向上と適正化を目的として行われるものであり、保険医療機関、保険医として指定、登録されたすべてが対象となり得る。

指導には、集団指導、集団的個別指導及び個別指導がある。

個別指導のうち、厚生労働省・地方厚生(支)局・都道府県が共同して行うものを共同指導といい、特に大学附属病院、臨床研修病院等を対象として行うものを特定共同指導という。

(2) 監査について

診療内容及び診療報酬請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるときに行われる。

監査後の行政上の措置として、保険医療機関、保険医の「取消」、「戒告」、「注意」がある。

また、本来、「取消」を行うべき事例であるが、すでに保険医療機関が廃止され、又は保険医が登録抹消している等の場合には、「取消相当」という扱いとし、「取消」と同等に取扱われる。

なお、不正請求の例としては次のようなものがある。

- ① **架空請求** 実際に診療を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。
- ② **付増請求** 診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。
- ③ **振替請求** 実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振替えて請求すること。
- ④ **二重請求** 自費診療で行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。
- ⑤ **その他の請求**
 - a 医師数、看護師等数の標欠
 - b 定数超過入院
 - c 非保険医の診療、業務上の傷病についての診療に関して請求すること
 - d 保険医療機関以外の場所での診療に関して請求すること
 - e 保険請求できない診療行為(押し掛け往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等)等に関して請求すること。

取消処分となった場合、原則 5 年間は再指定・再登録は行わないこととなっている。

2 平成27年度指導・監査の実施状況について

- ・ 保険医療機関等の指定取消／指定取消相当 … 37 件
- ・ 保険医等の登録取消／登録取消相当 … 26 人

(昭和 32 年 4 月 30 日 厚生省令第 15 号)
(最終改正：平成 28 年 3 月 4 日 厚生労働省令第 27 号)

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項（これらの規定を同法第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、保険医療機関及び保険医療養担当規則を次のように定める。

保険医療機関及び保険医療養担当規則

目次

- 第一章 保険医療機関の療養担当（第一条一第十一条の三）
- 第二章 保険医の診療方針等（第十二条一第二十三条の二）
- 第三章 雑則（第二十四条）
- 附則

第一章 保険医療機関の療養担当

（療養の給付の担当の範囲）

第一条 保険医療機関が担当する療養の給付並びに被保険者及び被保険者であった者並びにこれらの者の被扶養者の療養（以下単に「療養の給付」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

（療養の給付の担当方針）

第二条 保険医療機関は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。

2 保険医療機関が担当する療養の給付は、被保険者及び被保険者であった者並びにこれらの者の被扶養者である患者（以下単に「患者」という。）の療養上妥当適切なものでなければならない。

（診療に関する照会）

第二条の二 保険医療機関は、その担当した療養の給付に係る患者の疾病又は負傷に関し、他の保険医療機関から照会があった場合には、これに適切に対応しなければならない。

（適正な手続の確保）

第二条の三 保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

（健康保険事業の健全な運営の確保）

第二条の四 保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

（経済上の利益の提供による誘引の禁止）

第二条の四の二 保険医療機関は、患者に対して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係わる物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

2 保険医療機関は、事業者又はその従業者に対して、患者を紹介する対価として金品又はその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

（特定の保険薬局への誘導の禁止）

第二条の五 保険医療機関は、当該保険医療機関において健康保険の診療に従事している保険医（以下「保険医」という。）の行う処方せんの交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 保険医療機関は、保険医の行う処方せんの交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その

他の財産上の利益を収受してはならない。

(揭示)

第二条の六 保険医療機関は、その病院又は診療所内の見やすい場所に、第五条の三第四項、第五条の三の二第四項及び第五条の四第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

(受給資格の確認)

第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する被保険者証によって療養の給付を受ける資格があることを確かめなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

(要介護被保険者等の確認)

第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行うに当たっては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

(被保険者証の返還)

第四条 保険医療機関は、当該患者に対する療養の給付を担当しなくなったとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。

(一部負担金等の受領)

第五条 保険医療機関は、被保険者又は被保険者であった者については法第七十四条の規定による一部負担金、法第八十五条に規定する食事療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「食事療養標準負担額」という。）、法第八十五条の二に規定する生活療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が生活療養標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「生活療養標準負担額」という。）又は法第八十六条の規定による療養（法第六十三条第二条第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同行第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。）についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（食事療養を行った場合においては食事療養標準負担額を加えた額とし、生活療養を行った場合においては生活療養標準負担額を加えた額とする。）の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第百十条の規定による家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 保険医療機関は、食事療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、生活療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条の二第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払いを、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十六条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。

3 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項に規定する地域医療支援病院（同法第七十二条第五号に規定する一般病床（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関及び同法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に係るものを除く。）の数が五百以上であるものに限る。）及び医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。

二 選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を

求めること。（厚生労働大臣の定める場合を除く。）

（領収証等の交付）

第五条の二 保険医療機関は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。

3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

第五条の二の二 前条第二項の厚生労働大臣の定める保険医療機関は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第五条第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、患者から求めがあったときは、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

（食事療養）

第五条の三 保険医療機関は、その入院患者に対して食事療養を行うに当たっては、病状に応じて適切に行うとともに、その提供する食事の内容の向上に努めなければならない。

2 保険医療機関は、食事療養を行う場合には、次項に規定する場合を除き、食事療養標準負担額の支払を受けることにより食事を提供するものとする。

3 保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払を受けて食事療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

4 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

（生活療養）

第五条の三の二 保険医療機関は、その入院患者に対して生活療養を行うに当たっては、病状に応じて適切に行うとともに、その提供する食事の内容の向上並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成に努めなければならない。

2 保険医療機関は、生活療養を行う場合には、次項に規定する場合を除き、生活療養標準負担額の支払いを受けることにより食事を提供し、温度、照明及び給水に関する適切な療養環境を形成するものとする。

3 保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払いを受けて生活療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

4 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

（保険外併用療養費に係る療養の基準等）

第五条の四 保険医療機関は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に関して第五条第二項又は第三項第二号の規定による支払を受けようとする場合において、当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

2 保険医療機関は、その病院又は診療所の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

（証明書等の交付）

第六条 保険医療機関は、患者から保険給付を受けるために必要な保険医療機関又は保険医の証明書、意見書等の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない。ただし、法第八十七条第一項の規定による療養費（柔道整復を除く施術に係るものに限る。）、法第九十九条第一項の規定による傷病手当金、法第一百一条の規定による出産育児一時金、法第一百二条第一項の規定による出産手当金又は法第一百四十四条の規定による家族出産育児一時金に係る証明書又は意見書については、この限りでない。

（指定訪問看護の事業の説明）

第七条 保険医療機関は、患者が指定訪問看護事業者（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス

事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）から指定訪問看護（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護並びに介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス（同法第八条第四項に規定する訪問看護の場合に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護の場合に限る。）をいう。以下同じ。）を受ける必要があると認めた場合には、当該患者に対しその利用手続、提供方法及び内容等につき十分説明を行うよう努めなければならない。

（診療録の記載及び整備）

第八条 保険医療機関は、第二十二条の規定による診療録に療養の給付の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

（帳簿等の保存）

第九条 保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から五年間とする。

（通知）

第十条 保険医療機関は、患者が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を附して、その旨を全国健康保険協会及び当該健康保険組合に通知しなければならない。

- 一 家庭事情等のため退院が困難であると認められたとき。
- 二 闘争、泥酔又は著しい不行跡によって事故を起したと認められたとき。
- 三 正当な理由がなくて、療養に関する指揮に従わないとき。
- 四 詐欺その他不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。

（入院）

第十一条 保険医療機関は、患者の入院に関しては、療養上必要な寝具類を具備し、その使用に供するとともに、その病状に応じて適切に行い、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならない。

2 保険医療機関は、病院にあっては、医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床数の範囲内で、診療所において、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした病床数の範囲内で、それぞれ患者を入院させなければならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（看護）

第十一条の二 保険医療機関は、その入院患者に対して、患者の負担により、当該保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。

2 保険医療機関は、当該保険医療機関の従業者による看護を行うため、従業者の確保等必要な体制の整備に努めなければならない。

（報告）

第十一条の三 保険医療機関は、厚生労働大臣が定める療養の給付の担当に関する事項について、地方厚生局長又は地方厚生支局長に定期的に報告を行わなければならない。

2 前項の規定による報告は、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局長の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

第二章 保険医の診療方針等

（診療の一般的方針）

第十二条 保険医の診療は、一般に医師又は歯科医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもととし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。

（療養及び指導の基本原則）

第十三条 保険医は、診療に当たっては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導しなければならない。

（指導）

第十四条 保険医は、診療にあたっては常に医学の立場を堅持して、患者の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げることができるよう適切な指導をしなければならない。

第十五条 保険医は、患者に対し予防衛生及び環境衛生の思想のかん養に努め、適切な指

導をしなければならない。

(転医及び対診)

第十六条 保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるとき、又はその診療について疑義があるときは、他の保険医療機関へ転医させ、又は他の保険医の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(診療に関する照会)

第十六条の二 保険医は、その診療した患者の疾病又は負傷に関し、他の保険医療機関又は保険医から照会があった場合には、これに適切に対応しなければならない。

(施術の同意)

第十七条 保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。

(特殊療法等の禁止)

第十八条 保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣の定めるもののほか行つてはならない。

(使用医薬品及び歯科材料)

第十九条 保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品医療機器等法（昭和三十五年法律第一百四十五号）第二条第十七項に規定する治験（以下「治験」という。）に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

2 歯科医師である保険医は、厚生労働大臣の定める歯科材料以外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはならない。ただし、治験に係る診療において、当該治験の対象とされる機械器具等を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

(健康保険事業の健全な運営の確保)

第十九条の二 保険医は、診療に当たっては、健康保険事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めなければならない。

(特定の保険薬局への誘導の禁止)

第十九条の三 保険医は、処方せんの交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 保険医は、処方せんの交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(指定訪問看護事業との関係)

第十九条の四 医師である保険医は、患者から訪問看護指示書の交付を求められ、その必要があると認めた場合には、速やかに、当該患者の選定する訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）に交付しなければならない。

2 医師である保険医は、訪問看護指示書に基づき、適切な訪問看護が提供されるよう、訪問看護ステーション及びその従業者からの相談に際しては、当該指定訪問看護を受ける者の療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならない。

(診療の具体的方針)

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

イ 診察は、特に患者の職業上及び環境上の特性等を顧慮して行う。

ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。

ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りではない。

ハ 健康診断は、療養の給付の対象として行ってはならない。

ニ 往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。

ホ 各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。

ヘ ホによるほか、各種の検査は、研究の目的をもって行ってはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りでない。

二 投薬

イ 投薬は、必要があると認められる場合に行う。

ロ 治療上一剤で足りる場合には一剤を投与し、必要があると認められる場合に二剤

以上を投与する。

ハ 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。

ニ 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であってその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。

ホ 栄養、安静、運動、職場転換その他療養上の注意を行うことにより、治療の効果を上げることができると認められる場合は、これらに関し指導を行い、みだりに投薬をしてはならない。

ヘ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならないこととし、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

ト 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができることとし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならない。厚生労働大臣が定めるものについては当該厚生労働大臣が定めるものごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

三 処方せんの交付

イ 処方せんの使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

ロ 前イによるほか、処方せんの交付に関しては、前号に定める投薬の例による。

四 注射

イ 注射は、次に掲げる場合に行う。

（１） 経口投与によって胃腸障害を起すおそれがあるとき、経口投与をすることができないとき、又は経口投与によっては治療の効果を期待することができないとき。

（２） 特に迅速な治療の効果を期待する必要があるとき。

（３） その他注射によらなければ治療の効果を期待することが困難であるとき。

ロ 注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ 内服薬との併用は、これによって著しく治療の効果を上げることが明らかな場合又は内服薬の投与だけでは治療の効果を期待することが困難である場合に限り行う。

ニ 混合注射は、合理的であると認められる場合に行う。

ホ 輸血又は電解質若しくは血液代用剤の補液は、必要があると認められる場合に行う。

五 手術及び処置

イ 手術は、必要があると認められる場合に行う。

ロ 処置は、必要の程度において行う。

六 リハビリテーション

リハビリテーションは、必要があると認められる場合に行う。

六の二 居宅における療養上の管理等

居宅における療養上の管理及び看護は、療養上適切であると認められる場合に行う。

七 入院

イ 入院の指示は、療養上必要があると認められる場合に行う。

ロ 単なる疲労回復、正常分べん又は通院の不便等のための入院の指示は行わない。

ハ 保険医は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。

（歯科診療の具体的方針）

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

イ 診察は、特に患者の職業上及び環境上の特性等を顧慮して行う。

ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤使用歴を確認しなければならない。

ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

ハ 健康診断は、療養の給付の対象として行ってはならない。

- ニ 往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。
- ホ 各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。
- ヘ ホによるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行ってはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りでない。
- 二 投薬
 - イ 投薬は、必要があると認められる場合に行う。
 - ロ 治療上一剤で足りる場合には一剤を投与し、必要があると認められる場合に二剤以上を投与する。
 - ハ 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。
 - ニ 投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。
 - ホ 栄養、安静、運動、職場転換その他療養上の注意を行うことにより、治療の効果を上げることができると認められる場合は、これらに関し指導を行い、みだりに投薬をしてはならない。
 - ヘ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならないこととし、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。
- 三 処方せんの交付
 - イ 処方せんの使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。
 - ロ 前イによるほか、処方せんの交付に関しては、前号に定める投薬の例による。
- 四 注射
 - イ 注射は、次に掲げる場合に行う。
 - (1) 経口投与によって胃腸障害を起すおそれがあるとき、経口投与をすることができないとき、又は経口投与によっては治療の効果を期待することができないとき。
 - (2) 特に迅速な治療の効果を期待する必要があるとき。
 - (3) その他注射によらなければ治療の効果を期待することが困難であるとき。
 - ロ 注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。
 - ハ 内服薬との併用は、これによって著しく治療の効果を上げることが明らかな場合又は内服薬の投与だけでは治療の効果を期待することが困難である場合に限り行う。
 - ニ 混合注射は、合理的であると認められる場合に行う。
 - ホ 輸血又は電解質若しくは血液代用剤の補液は、必要があると認められる場合に行う。
- 五 手術及び処置
 - イ 手術は、必要があると認められる場合に行う。
 - ロ 処置は、必要の程度において行う。
- 六 歯冠修復及び欠損補綴
 - 歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によって行う。
 - イ 歯冠修復
 - (1) 歯冠修復は、必要があると認められる場合に行うとともに、これを行った場合は、歯冠修復物の維持管理に努めるものとする。
 - (2) 歯冠修復において金属を使用する場合は、金位十四カラット合金又は代用合金を使用するものとする。ただし、前歯部の金属歯冠修復については金合金又は白金合金を使用することができるものとする。
 - ロ 欠損補綴
 - (1) 有床義歯
 - (一) 有床義歯は、必要があると認められる場合に行う。
 - (二) 鉤は、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。
 - (三) バーは、代用合金を使用する。
 - (2) ブリッジ
 - (一) ブリッジは、必要があると認められる場合に行うとともに、これを行った場合は、その維持管理に努めるものとする。
 - (二) ブリッジは、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。ただし、金位十四カラット合金は、前歯部の複雑窩洞又はポンティックに限り使用する。
 - (3) 口蓋補綴及び顎補綴並びに広範囲顎骨支持型補綴
口蓋補綴及び顎補綴並びに広範囲顎骨支持型補綴は、必要があると認められる場合に行う。

七 リハビリテーション

リハビリテーションは、必要があると認められる場合に行う。

七の二 居宅における療養上の管理等

居宅における療養上の管理及び看護は、療養上適切であると認められる場合に行う。

八 入院

イ 入院の指示は、療養上必要があると認められる場合に行う。

ロ 通院の不便等のための入院の指示は行わない。

ハ 保険医は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。

九 歯科矯正

歯科矯正は、療養の給付の対象として行ってはならない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

（診療録の記載）

第二十二條 保険医は、患者の診療を行った場合には、遅滞なく、様式第一号又はこれに準ずる様式の診療録に、当該診療に関し必要な事項を記載しなければならない。

（処方せんの交付）

第二十三條 保険医は、処方せんを交付する場合には、様式第二号又はこれに準ずる様式の処方せんに必要な事項を記載しなければならない。

2 保険医は、その交付した処方せんに関し、保険薬剤師から疑義の照会があった場合には、これに適切に対応しなければならない。

（適正な費用の請求の確保）

第二十三條の二 保険医は、その行った診療に関する情報の提供等について、保険医療機関が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めなければならない。

第三章 雑則 （略）

様式第一号（第二十二條関係） （略）

様式第二号（第二十三條関係） （略）

平成 27 年度 特定共同指導・共同指導（医科）における主な指摘事項

1 施設基準関連

○ 医療安全対策加算 1

- ・ 医療安全管理者が定期的に院内を巡回していない。
- ・ 医療安全管理者の活動実績を記録していない。

○ 感染防止対策加算 1

- ・ 特定抗菌薬の使用に際して、届出制等の体制がない。

2 医療情報システム関連

○ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4. 2 版関連

- ・ パスワードの設定が不適切である（更新期限、桁数等）。
- ・ 代行操作後の医師の承認が速やかに実施されていない。
- ・ 職種ごとのアクセス権限の設定が不適切である。

○ その他

- ・ 外部保存について、患者への周知が不適切である。

3 診療関連

○ 診療録の記載

- ・ 外来患者及び入院患者の日々の診療内容について、医師の診療録の記載が全くない。

○ 傷病名

- ・ いわゆる「レセプト病名」を付与している。
- ・ 傷病名の整理が適切に行われていない。
- ・ 請求事務担当者が傷病名を入力している。

○ 基本診療料等

- ・ 入院診療計画書の参考様式で示されている項目の一部の記載がない。
- ・ 入院診療計画書の記載内容が不適切である。
- ・ 入院診療計画書について、関係職種が共同して作成していない。
- ・ 地域包括ケア病棟入院料算定病棟転棟時の診療計画の作成が不適切である。
- ・ 届出専任医師が褥瘡対策に関する診療計画を作成していない。
- ・ 栄養管理計画を入院 7 日以内に作成していない。
- ・ 栄養管理計画作成患者について、必要に応じた計画の見直しを行っていない。
- ・ 多職種の医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備していない。
- ・ 療養病棟入院基本料について、医療区分、ADL 区分が不適切である。
- ・ 臨床研修病院入院診療加算について、研修医の記録に対する指導内容の記載がない。
- ・ 救急医療管理加算について、加算対象となる患者の評価が不適切である。

○ 医学管理

- ・ 診療録に、治療計画の要点等必要記載事項を記載していない。（特定疾患療養管理

料、特定薬剤治療管理料、悪性腫瘍特異物質治療管理料、難病外来指導管理料、入院栄養食事指導料、乳幼児育児栄養指導料等)

- ・肺血栓塞栓症予防管理料について、肺血栓塞栓症発症の危険性を適切に判断せずに算定している。
- ・診療情報提供料（Ⅰ）について、受診行動を伴わない、紹介元医療機関への患者照会の返事、診療内容の問い合わせ状に対して算定している。
- ・診療情報提供料（Ⅰ）の退院時診療情報等添付加算について、添付した診療情報の写し又はその内容を診療録に貼付または記載していない。

○ 在宅医療

- ・在宅患者訪問診療料について、訪問診療の計画、診療内容の要点、診療時間を診療録に記載していない。
- ・在宅療養指導管理料について、指示した根拠、指示事項又は指導内容の要点を診療録に記載していない（在宅自己注射指導管理料、在宅酸素療法指導管理料等）。

○ 検査・画像診断・病理診断

- ・必要性の乏しい検査、算定要件を満たさない検査を実施している。
- ・呼吸心拍監視について、診療録に心電曲線や心拍数の観察結果を記載していない。
- ・臨床心理・神経心理検査について、診療録に分析結果を記載していない。
- ・単純撮影の写真診断について、診療録に診断内容の記載がない。
- ・届出された専ら画像診断を行う医師以外の者が読影したものについて、画像診断管理加算（１、２）を算定している。

○ 投薬・注射

- ・禁忌投与、適応外投与、漫然投与を行っている。
- ・抗菌薬を術野に局所撒布、あるいは骨セメントに混合している。
- ・ビタミン製剤について、必要性を診療録及び診療報酬明細書に記載していない。
- ・外来化学療法加算について、抗悪性腫瘍剤等注射の必要性等について、文書で説明し同意を得て実施していない。
- ・３０日投与が限度の向精神薬について、処方残量及び他医療機関の重複処方の有無を診療録に記載せず処方している。

○ リハビリテーション

- ・開始時又は３か月毎に患者に対して実施計画を説明していない、又は説明の要点を診療録へ記載していない。
- ・医学的に最も適切な区分とは考えられない区分で算定している。
- ・起算日が医学的に妥当ではない。

○ 精神科専門療法

- ・入院精神療法（Ⅰ）について、精神保健指定医以外の医師が実施している。

○ 処置

- ・人工腎臓の実施時間、区分が誤っている。

○ 手術

- ・本来算定すべき術式と異なる術式で算定している。

- ・点数表にない特殊な手術の手術料を、当局に内議せずに点数表を準用して算定している。
- ・実際には検査であるものについて、手術として算定している。
- ・手術について説明した内容を文書で交付していない。
- ・必要性の乏しい患者に対して輸血を行っている。
- ・輸血について、文書により患者等に説明していない。
- ・血液型既知の患者に血液型検査を実施し、輸血の血液型検査加算を算定している。

○ 麻酔

- ・閉鎖循環式全身麻酔について、不適切な点数区分で算定している。
- ・閉鎖循環式全身麻酔に硬膜外麻酔を併せて行った場合の加算について、硬膜外麻酔の実施時間の計算方法が不適切である。
- ・施設基準として地方厚生（支）局に届出された麻酔科標榜医以外の医師が麻酔・診察を行ったものについて麻酔管理料（Ⅰ）を算定している。
- ・麻酔管理料（Ⅱ）について、麻酔を担当する医師が麻酔前後の診察を行っていない。

4 看護・食事関連

- ・看護職員の勤務時間について、計算方法が誤っている。
- ・特別食を医師がオーダーしていない。
- ・特別食を提供している患者の病態が、算定要件を満たしていない。
- ・特別食に該当しないものに対して特別食加算を算定している。

5 請求事務関連

- ・診療録に、労務不能に関する意見欄がない。
- ・診療報酬明細書の傷病名及び診療開始日と、診療録登録の傷病名情報が異なる。
- ・診療報酬明細書の摘要欄又は症状詳記の記載内容が事実と異なる。
- ・初診または再診に附随する一連の行為での来院時、外来診療料を算定している。
- ・同一日、同一の傷病で別の診療科を受診した場合に、同一日2科目の診療科受診にかかる外来診療料を算定している。
- ・同月に同一医療機関に2回文書を交付した例について、診療情報提供料（Ⅰ）を同月に2回算定している。
- ・特定疾患治療管理料、在宅療養指導管理料について医師のオーダーによらず、事務の判断で算定している。
- ・肺血栓塞栓症予防管理料について、1入院で2回算定している。
- ・観血的動脈圧測定の回路からの血液採取を動脈血採取として算定している。
- ・細胞検査士が報告し、医師が確認していない細胞診について、細胞診断料及び病理診断管理加算（1、2）（細胞診断）を算定している。
- ・実際に使用した量を上まわる量で薬剤を算定している。
- ・中心静脈注射と植込型カテーテルによる中心静脈注射を同一日に併算定している。
- ・がん患者リハビリテーション料と脳血管疾患等リハビリテーション料を併算定して

いる。

- ・ 白湯または内服薬注入のみで、誤って鼻腔栄養を算定している。
- ・ 実際には脊椎麻酔を行ったにもかかわらず、閉鎖循環式全身麻酔を算定している。

6 先進医療

- ・ 先進医療の対象患者ではないにもかかわらず、保険外併用療養費を算定している。

7 届出・掲示関連

- ・ 届出事項の変更が速やかに行われていない（保険医の異動、施設基準届出の従事者等）。
- ・ 掲示が不適切である（施設基準に関する事項の掲示が誤っている等）。

8 DPC関連

○ DPC コーディング

- ・ 実態としては包括評価の対象と考えられる患者について、出来高で算定している。
- ・ 傷病名（ICD-10 傷病名）の選択が医学的に妥当ではない。
- ・ 傷病名（ICD-10 傷病名）が医療資源を最も投入した傷病名と異なる。
- ・ 実際には行っていない「手術・処置等2」を行ったとして、診断群分類を選択している。
- ・ 診断群分類の変更は、手術が必要であると判断した日をもって行うべきところ、手術を実施した日で変更している。
- ・ 包括評価用診療報酬明細書
- ・ 転帰の選択、「傷病情報」欄の記載が不適切である。

○ 請求範囲の誤り

- ・ 術後疼痛に対して使用したロピオン静注、アセリオ静注液を出来高で算定している。
- ・ 術後疼痛に対する注射を実施するために使用した特定保険医療材料（携帯型ディスプレイポータブル注入ポンプ、PCA用装置）及び薬剤（フェンタニル注射液、ドロレプタン注射液）を出来高で算定している。

指導・監査の根拠規定

○指導

健康保険法第七十三条

(厚生労働大臣の指導)

第七十三条 保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

船員保険法第五十九条

(健康保険法の準用)

第五十九条 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで、第七十八条及び第八十二条第一項の規定は、この法律による療養の給付について準用する。

国民健康法第四十一条

(厚生労働大臣又は都道府県知事の指導)

第四十一条 保険医療機関等は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は国民健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

高齢者の医療の確保に関する法律第六十六条

(厚生労働大臣又は都道府県知事の指導)

第六十六条 保険医療機関等は療養の給付に関し、保険医等は後期高齢者医療の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

○監査

健康保険法第七十八条

（保険医療機関又は保険薬局の報告等）

第七十八条 厚生労働大臣は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第七条の三十八第二項及び第七十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第七条の三十八第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

船員保険法第五十九条

（健康保険法の準用）

第五十九条 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで、第七十八条及び第八十二条第一項の規定は、この法律による療養の給付について準用する。

国民健康保険法第四十五条の二

（保険医療機関等の報告等）

第四十五条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 第四十一条第二項の規定は、第一項の規定による質問又は検査について準用する。
- 5 都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律による療養の給付に関し健康保険法第八十条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医若しくは保険薬剤師につきこの法律による診療若しくは調剤に関し健康保険法第八十一条の規定

による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律第七十二条

（保険医療機関等の報告等）

第七十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業員であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第六十一条第三項及び第六十六条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第六十一条第四項の規定は前項の規定による権限について、準用する。

3 都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律の規定による療養の給付に関し健康保険法第八十条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医等につきこの法律の規定による診療若しくは調剤に関し健康保険法第八十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

○保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について

(平成七年一月二二日)

(保発第一一七号)

(各都道府県知事あて厚生省保険局長通知)

標記については、「社会保険医療担当者指導大綱について」(昭和三二年七月四日保発第六二号)及び「社会保険医療担当者の監査について」(昭和二八年六月一〇日保発第四六号)により取り扱ってきたところであるが、今般、中央社会保険医療協議会審査・指導・監査小委員会報告を受け、別添一「指導大綱」及び別添二「監査要綱」により取り扱うこととし、平成八年四月以降の指導及び監査から実施することとしたので通知する。

(別添1)

指導大綱

第1 目的

この大綱は、厚生労働大臣若しくは地方厚生(支)局長又は都道府県知事が、健康保険法(大正11年法律第70号)第73条(同法及び船員保険法(昭和14年法律第73号)において準用する場合を含む。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第66条(同法において準用する場合を含む。))の規定に基づき、保険医療機関若しくは保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)(又は保険医若しくは保険薬剤師(以下「保険医等」という。))に対して行う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療(調剤を含む。以下同じ。))の内容又は診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。))の請求に関する指導について基本的事項を定めることにより、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、保険医療機関等及び保険医等に対し「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(昭和32年厚生省令第15号)、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」(昭和32年厚生省令第16号)、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(昭和51年厚生省令第36号)、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準」(昭和58年厚生省告示第14号)等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う。

なお、指導を行うに当たっては、医師会、歯科医師会及び薬剤師会、審査支払機関並びに保険者に協力を求め、円滑な実施に努める。

第3 指導形態

指導の形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、地方厚生(支)局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行う。

2 集団的個別指導

集団的個別指導は、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

3 個別指導

個別指導は、厚生労働省又は地方厚生(支)局及び都道府県が次のいずれかの形態により、指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。

- (1) 地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うもの(以下「都道府県個別指導」という。)
- (2) 厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うもの((3)に掲げるものを除く。以下「共同指導」という。)
- (3) 厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うものであって、特定の範囲の保険医療機関等又は緊急性を要する場合等共同で行う必要性が生じた保険医療機関等について行うもの。(以下「特定共同指導」という。)

第4 指導対象となる保険医療機関等及び保険医等の選定

指導は、原則としてすべての保険医療機関等及び保険医等を対象とするが、効果的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準に基づいて対象となる保険医療機関等又は保険医等の選定を行う。

1 選定委員会の設置等

(1) 地方厚生(支)局分室等(北海道厚生局にあっては当該厚生局(医療指導課)、その他の地方厚生(支)局にあっては当該厚生(支)局(指導監査課)及び分室)に地方厚生(支)局長が指名する技官及び事務官等を構成員とする選定委員会を設置する。

なお、選定委員会には都道府県の職員も参画することができる。

(2) 選定委員会においては、集団的個別指導及び都道府県個別指導の対象となる保険医療機関等並びに共同指導及び特定共同指導の対象候補となる保険医療機関等について、選定基準に照らして公正に選定を行う。

(3) 選定委員会は、選定に当たり必要と認められるときは、都道府県の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下「支払基金等」という。)に意見を聴くことができる。

(4) 共同指導及び特定共同指導の対象となる保険医療機関等については、対象候補の中から厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が協議のうえ選定を行う。

2 集団指導の選定基準

次の選定基準に基づいて選定する。

- (1) 新規指定の保険医療機関等については、概ね1年以内にすべてを対象として実施する。
- (2) 診療報酬の改定時における指導、保険医療機関等の指定更新時における指導、臨床研修指定病院等の指導、保険医等の新規登録時における指導等については、指導の目的、内容を勘案し

て選定する。

3 集団的個別指導の選定基準

保険医療機関等の機能、診療科等を考慮した上で診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下同じ。)の1件当たりの平均点数が高い保険医療機関等(ただし、取扱件数の少ない保険医療機関等は除く。以下「高点数保険医療機関等」という。)について1件当たりの平均点数が高い順に選定する。

なお、集団的個別指導又は個別指導を受けた保険医療機関等については、翌年度及び翌々年度は集団的個別指導の対象から除く。

4 個別指導の選定基準

(1) 都道府県個別指導

次に掲げるものについて、原則として全件都道府県個別指導を実施する。

- ① 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり、都道府県個別指導が必要と認められた保険医療機関等
- ② 個別指導の結果、第7の1の(2)に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関等又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関等
- ③ 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関等
- ④ 集団的個別指導の結果、指導対象となった大部分の診療報酬明細書について、適正を欠くものが認められた保険医療機関等
- ⑤ 集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの(ただし、集団的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りでない。)
- ⑥ 正当な理由がなく集団的個別指導を拒否した保険医療機関等
- ⑦ その他特に都道府県個別指導が必要と認められる保険医療機関等

(2) 共同指導

- ① 過去における都道府県個別指導にもかかわらず、診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られず、共同指導が必要と認められる保険医療機関等
- ② 支払基金等から診療内容又は診療報酬の請求に関する連絡があり、共同指導が必要と認められる保険医療機関等
- ③ 集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの(ただし、集団的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りでない。)
- ④ その他特に共同指導が必要と認められる保険医療機関等

(3) 特定共同指導

- ① 医師等の卒後教育修練や高度な医療を提供する医療機関である臨床研修指定病院、大学附属病院、特定機能病院等の保険医療機関
- ② 同一開設者に係る複数の都道府県に所在する保険医療機関等
- ③ その他緊急性を要する場合等であって、特に特定共同指導が必要と認められる保険医療機関等

第5 指導担当者

地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行う指導については、原則として地方厚生(支)局にあっては、地方厚生(支)局長が指名する技官及び事務官並びに非常勤の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師が、都道府県にあっては、都道府県において適当と認める者が担当する。
厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行う指導については、上記に加えて厚生労働省保険局医療課の医療指導監査担当官が担当する。

第6 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導実施通知

指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を決定したときは、地方厚生(支)局はあらかじめ集団指導の日時、場所、出席者等を文書により当該保険医療機関等又は保険医等に通知する。なお、当該通知には、当該集団指導を地方厚生(支)局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うことを明記するものとする。

(2) 出席者

保険医療機関等を対象とした集団指導については、指導の内容等により決定する。

(3) 指導の方法

集団指導は、保険診療の取扱い、診療報酬請求事務、診療報酬の改定内容、過去の指導事例等について、講習、講演等の方法で行う。

2 集団的個別指導

(1) 指導実施通知

指導対象となる保険医療機関等を決定したときは、地方厚生(支)局はあらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保険医療機関等に通知する。なお、当該通知には、当該個別指導を地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うことを明記するものとする。

- ① 集団的個別指導の根拠規定及び目的
- ② 指導の日時(土曜日及び休日を除く。)及び場所
- ③ 出席者
- ④ 準備すべき書類等

(2) 出席者

指導に当たっては、原則として指導対象となる保険医療機関等の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて保険医等、診療報酬請求事務担当者等の出席を求める。

(3) 指導の方法

指導は、原則として少数の診療報酬明細書に基づき、個別に簡便な面接懇談方式により行う。指導の際には、翌年度においても高点数保険医療機関等に該当した場合は、翌々年度における個別指導の対象となることを伝える。

(4) 学識経験者の立会いの依頼等

- ① 健康保険法第73条第2項(同法及び船員保険法において準用する場合を含む。)、国民健康保険法第41条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条第2項(同法において準用する場合を含む。)の規定に基づく立会いの必要があると認めるときは、地方厚生(支)局長は都道府県医師会、同歯科医師会又は同薬剤師会(以下「都道府県医師会等」という。)に対して文書等により立会いの依頼を行う。
また、都道府県医師会等が指導に立ち会わない場合にあつて、必要があると認めるときは、地方厚生(支)局長は支払基金等に対して審査委員の立会いの依頼を行うことができる。
- ② 地方厚生(支)局長及び都道府県知事は、指導時において立会者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 個別指導

(1) 指導実施通知

指導対象となる保険医療機関等を決定したときは、地方厚生(支)局はあらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保険医療機関等に通知する。なお、当該通知には当該個別指導を厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県又は地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うことを明記するものとする。

① 個別指導の根拠規定及び目的

② 指導の日時(土曜日及び休日を除く。)及び場所

③ 出席者

④ 準備すべき書類等

(2) 出席者

指導に当たっては、指導対象となる保険医療機関等の開設者(又はこれに代わる者)及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて保険医等、診療報酬請求事務担当者、看護担当者等の出席を求める。

(3) 指導の方法

指導は、原則として指導月以前の連続した2カ月分の診療報酬明細書に基づき、関係書類等を閲覧し、面接懇談方式により行う。

(4) 学識経験者の立会いの依頼等

集団的個別指導に準じて立会いの依頼等を行う。ただし、共同指導又は特定共同指導の場合にあつては、厚生労働大臣から日本医師会、日本歯科医師会又は日本薬剤師会(以下「日本医師会等」という。)に対しても、文書等により立会いの依頼を行う。

(5) 指導記録の作成

指導担当者は、指導後、指導内容を記録する。

第7 指導後の措置等

1 指導後の措置

(1) 集団的個別指導

翌年度においても高点数保険医療機関に該当した場合、翌々年度に個別指導を行う。

なお、指導対象となった大部分の診療報酬明細書について、適正を欠くものが認められた保険医療機関等にあつては、集団的個別指導後、概ね一年以内に都道府県個別指導を行う。

(2) 個別指導

個別指導後の措置は、次のとおりとし、診療内容及び診療報酬の請求の妥当性等により措置する。

① 概ね妥当

診療内容及び診療報酬の請求に関し、概ね妥当適切である場合

② 経過観察

診療内容又は診療報酬の請求に関し、適正を欠く部分が認められるものの、その程度が軽微で、診療担当者等の理解も十分得られており、かつ、改善が期待できる場合

なお、経過観察の結果、改善が認められないときは、当該保険医療機関等に対して再指導を行う。

③ 再指導

診療内容又は診療報酬の請求に関し、適正を欠く部分が認められ、再度指導を行わなければ改善状況が判断できない場合

なお、不正又は不当が疑われ、患者から受療状況等の聴取が必要と考えられる場合は、速やかに患者調査を行い、その結果を基に当該保険医療機関等の再指導を行う。患者調査の結果、不正又は著しい不当が明らかとなった場合は、再指導を行うことなく当該保険医療機関等に対して「監査要綱」に定めるところにより監査を行う。

④ 要監査

指導の結果、「監査要綱」に定める監査要件に該当すると判断した場合

この場合は、後日速やかに監査を行う。

なお、指導中に診療内容又は診療報酬の請求について、明らかに不正又は著しい不当が疑われる場合にあつては、指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

2 指導結果の通知等

(1) 集団的個別指導

指導担当者は、集団的個別指導が終了した時点において、当該保険医療機関等に対し、口頭で指導の結果を説明する。

(2) 個別指導

地方厚生(支)局は、指導の結果及び指導後の措置について文書により当該保険医療機関等に通知する。

なお、指導担当者は、個別指導が終了した時点において、当該保険医療機関等に対し、口頭で指導の結果を説明する。

3 改善報告書の提出

地方厚生(支)局は、当該保険医療機関等に対して、前記2の(2)の指導の結果で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求める。

第8 指導拒否への対応

1 正当な理由がなく集団的個別指導を拒否した場合は、個別指導を行う。

- 2 正当な理由がなく個別指導を拒否した場合は、監査を行う。
- 第9 その他
- 1 共同指導又は特定共同指導を行うに当たり、必要があると認められる場合には、厚生労働省の顧問医師団を構成する医療技術参与を派遣する。
- 2 地方厚生(支)局は指導の実施状況について、別に定めるところにより厚生労働省保険局医療課に報告する。

(別添2)

監査要綱

第1 目的

この要綱は、厚生労働大臣若しくは地方厚生(支)局長又は都道府県知事が、健康保険法(大正11年法律第70号)第78条(同法及び船員保険法(昭和14年法律第73号)において準用する場合を含む。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第72条(同法において準用する場合を含む。))の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。))に対し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療(調剤を含む。以下同じ。))の内容又は診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。))の請求について行う監査に関する基本的事項を定めることにより、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となる保険医療機関等の選定基準

監査は、次のいずれかに該当する場合に、地方厚生(支)局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うものとする。

- 1 診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。
- 2 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。
- 3 度重なる個別指導(「指導要綱」に定める「個別指導」をいう。以下同じ。))によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき。
- 4 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

第4 監査担当者

監査は、原則として地方厚生(支)局にあっては、地方厚生(支)局長が指名する、技官及び事務官並びに非常勤の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師が、都道府県にあっては都道府県において適当と認める者が担当する。必要と認められる場合は、厚生労働省保険局医療課の医療指導監査担当官も共同して担当する。

第5 監査の方法等

1 事前調査

監査担当者は、原則として監査を実施する前に診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。))による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、患者等に対する実地調査を行う。

2 監査実施通知

監査対象となる保険医療機関等を決定したときは、地方厚生(支)局はあらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保険医療機関等に通知する。なお、当該通知には、当該監査を地方厚生(支)局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同で行うことを明記するものとする。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時(土曜日及び休日を除く。))及び場所
- (3) 出席者
- (4) 準備すべき書類等

3 出席者

監査に当たっては、監査対象となる保険医療機関等の開設者(又はこれに代わる者)及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて保険医若しくは保険薬剤師(以下「保険医等」という。))、診療報酬請求事務担当者、看護担当者その他の従業者(これらの職にあった者を含む。))又は関係者の出席を求める。

4 学識経験者の立会いの依頼等

(1) 健康保険法第78条第2項において準用する同法第73条第2項(同法及び船員保険法において準用する場合を含む。)、国民健康保険法第45条の2第4項において準用する同法第41条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第2項において準用する同法第66条第2項(同法において準用する場合を含む。))の規定に基づく立会いの必要があると認めたときは、厚生労働大臣にあっては日本医師会、日本歯科医師会又は日本薬剤師会(以下「日本医師会等」という。))に対して、地方厚生(支)局長にあっては都道府県医師会、同歯科医師会又は同薬剤師会(以下「都道府県医師会等」という。))に対して、文書等により立会いの依頼を行う。

また、日本医師会等又は都道府県医師会等が監査に立ち会わない場合にあって、必要があると認めたときは、地方厚生(支)局長は都道府県の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下「支払基金等」という。))に対して文書等により審査委員の立会いの依頼を行うことができる。

(2) 厚生労働大臣又は地方厚生(支)局長及び都道府県知事は、監査時において立会者に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 監査調書の作成

監査担当者は、監査後、監査調書を作成する。

第6 監査後の措置

1 行政上の措置

行政上の措置は、健康保険法第80条の規定に基づく保険医療機関等の指定の取消、同法第81条の規定に基づく保険医等の登録の取消(以下「取消処分」という。))並びに保険医療機関等及び保険医等に対する戒告及び注意とし、不正又は不当の事案の内容により、次の基準によって行う。

(1) 取消処分

地方厚生(支)局長は、保険医療機関等又は保険医等が次のいずれか1つに該当するときには、当該地方厚生(支)局に置かれる地方社会保険医療協議会に諮問して、取消処分を行う。

なお、地方厚生(支)局長は、地方社会保険医療協議会へ諮問する前に、関係資料を添えて厚生労働省保険局長に内議を行う。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行ったもの。
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの。
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの。

(2) 戒告

地方厚生(支)局長は、保険医療機関等又は保険医等が次のいずれか1つに該当するときは、戒告を行う。

- ① 重大な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの。
- ② 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの。
- ③ 軽微な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。
- ④ 軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの。

(3) 注意

地方厚生(支)局長は、保険医療機関等又は保険医等が次のいずれか1つに該当するときは、注意を行う。

- ① 軽微な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの。
- ② 軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの。

2 聴聞

地方厚生(支)局長は、監査の結果、当該保険医療機関等又は保険医等が取消処分に該当すると認められる場合には、監査後、取消処分予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

なお、その際必要に応じ都道府県国民健康保険課、後期高齢者医療主管課等の職員も関係行政庁の職員として聴聞に参加することができる。

3 行政上の措置の通知

地方厚生(支)局長は、行政上の措置を行ったときは、当該保険医療機関等又は保険医等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実等について文書により通知を行う。

4 経済上の措置

(1) 地方厚生(支)局及び都道府県は、監査の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、該当する保険者に対し、医療機関等の名称、返還金額等必要な事項を通知し、当該保険者から支払基金等に連絡させ、当該医療機関等に支払うべき診療報酬からこれを控除させるよう措置する。

この取扱いにより難しいときは、支払基金等から当該保険者に連絡させ、返還金相当額を当該医療機関等から直接、当該保険者に返還させるよう措置する。

(2) 地方厚生(支)局及び都道府県は、返還の対象となった診療報酬に係る被保険者等が支払った一部負担金等に過払いが生じている場合には、監査対象となった医療機関等に対して、当該一部負担金等を当該被保険者等に返還するよう指導する。

また、該当する保険者に対しては、当該被保険者等あてにその旨通知するよう指導する。

(3) 監査の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、原則として5年間とする。

5 行政上の措置の公表等

(1) 地方厚生(支)局長は、監査の結果、取消処分を行ったときは、「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令」(昭和32年政令第87号)第2条(同令第2条の2において準用する場合を含む。)又は第9条の規定に基づき、速やかにその旨を公示する。

(2) 地方厚生(支)局及び都道府県は、監査の結果、戒告又は注意の行政上の措置を行ったときは、保険者団体、都道府県医師会等及び支払基金等に対し、その旨を連絡する。

(3) 地方厚生(支)局長及び都道府県知事は、戒告又は注意を受けた保険医療機関等に対しては、一定期間内に個別指導を実施する。

第7 再指定

保険医療機関等が取消処分を受け、5年を経過しない場合等においては、健康保険法第65条第3項の規定に基づき、その指定を拒むことができる。ただし、取消処分を受けた医療機関の機能、事業の内容等を総合的に勘案し、地域医療の確保を図るため特に必要があると認められる場合であつて、診療内容又は診療報酬の請求に係る不正又は著しい不当に関わった診療科が、相当の期間保険診療を行わない場合については、取消処分と同時に又は一定期間経過後に当該医療機関を保険医療機関として指定することができる。

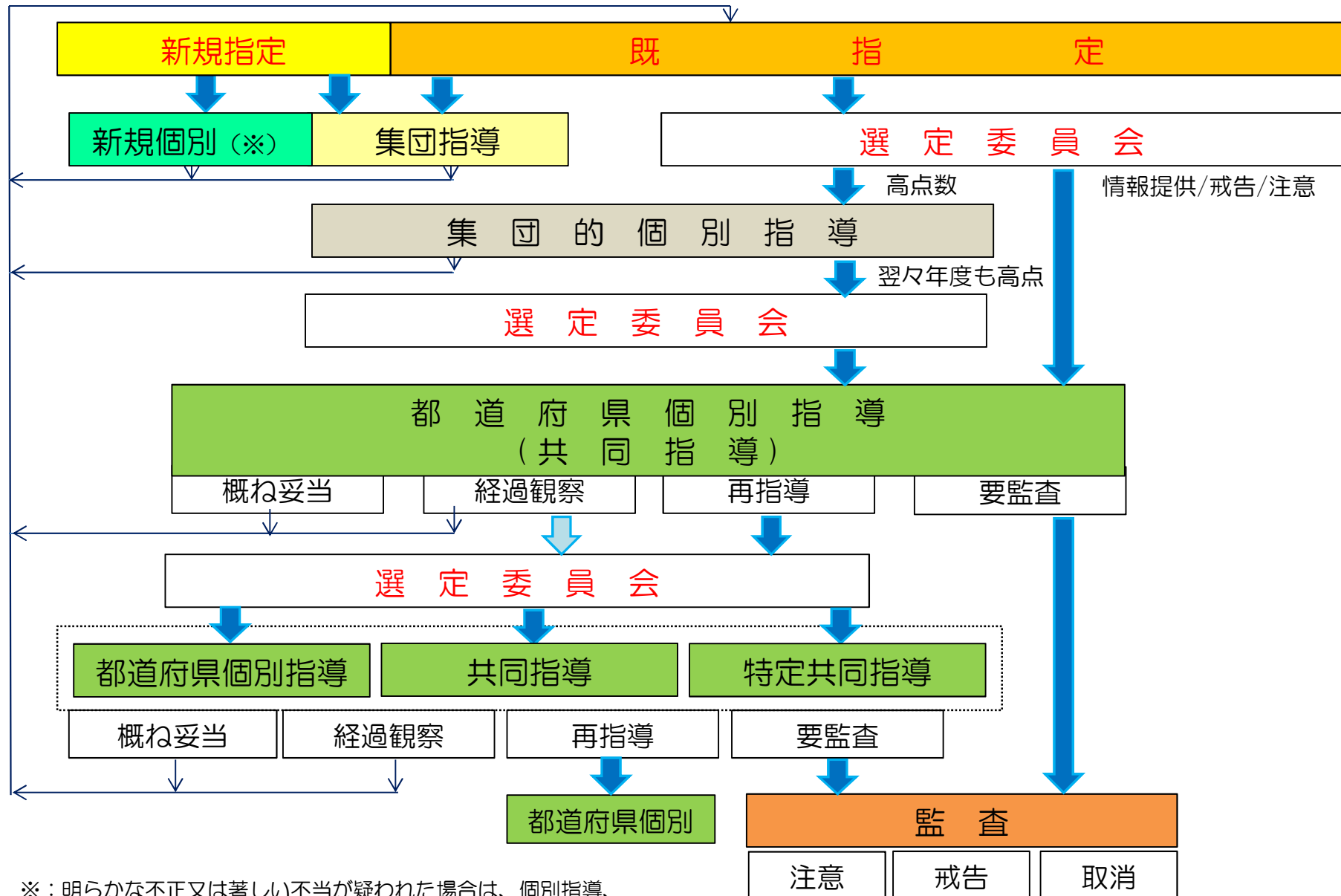
第8 その他

1 監査を行うに当たっては、日本医師会等、都道府県医師会等、支払基金等及び各保険者に協力を求め円滑な実施に努める。

2 厚生労働省並びに地方厚生(支)局及び都道府県が共同して行う監査に当たり、必要があると認められる場合は、厚生労働省の顧問医師団を構成する医療技術参与を派遣する。

3 地方厚生(支)局は監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより厚生労働省保険局医療課に報告する。

指導・監査の流れ



平成 27 年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

1. 指導の実施状況

(1) 個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	1, 5 6 6 件	1, 3 3 1 件	1, 5 0 6 件	4, 4 0 3 件
保 険 医 等	4, 2 8 7 人	1, 8 4 5 人	2, 1 4 3 人	8, 2 7 5 人

(2) 新規個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2, 1 7 0 件	1, 7 0 9 件	2, 6 1 6 件	6, 4 9 5 件
保 険 医 等	2, 6 6 6 人	1, 8 4 7 人	3, 4 3 0 人	7, 9 4 3 人

(3) 集団的個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	4, 3 0 5 件	5, 0 0 2 件	3, 9 2 8 件	1 3, 2 3 5 件

2. 適時調査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2, 5 6 1 件	0 件	1 件	2, 5 6 2 件

3. 監査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	3 7 件	4 5 件	8 件	9 0 件
保 険 医 等	7 8 人	8 1 人	2 2 人	1 8 1 人

4. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

区 分		医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	指 定 取 消	4 件	1 1 件	0 件	1 5 件
	指定取消相当	6 件	1 5 件	1 件	2 2 件
	計	1 0 件	2 6 件	1 件	3 7 件
保 険 医 等	登 録 取 消	6 人	1 5 人	1 人	2 2 人
	登録取消相当	1 人	3 人	0 人	4 人
	計	7 人	1 8 人	1 人	2 6 人

5. 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

- (1) 保険者等からの情報提供 2 0 件（保険者、医療機関従事者等、医療費通知に基づく被保険者等）
- (2) その他 1 7 件

6. 返還金額の状況

返還金額は、1 2 4 億 3, 7 3 7 万円であった。

- ・ 指導による返還分 4 5 億 1, 0 8 9 万円
- ・ 適時調査による返還分 7 6 億 3, 3 5 1 万円
- ・ 監査による返還分 2 億 9, 2 9 7 万円

7. 指導・監査等の実施状況等の年度推移

区分	保 険 医 療 機 関 等 (単位:件)					保 険 医 等 (単位:人)						
	年度	23	24	25	26	27	年度	23	24	25	26	27
個別指導	医科	1,428	1,553	1,563	1,604	1,566	医師	5,993	5,074	8,166	7,797	4,287
	歯科	1,253	1,358	1,400	1,365	1,331	歯科医師	1,900	1,854	2,126	2,196	1,845
	薬局	1,274	1,391	1,437	1,497	1,506	薬剤師	1,836	2,245	1,905	2,073	2,143
	計	3,955	4,302	4,400	4,466	4,403	計	9,729	9,173	12,197	12,066	8,275
新規個別指導	医科	2,039	2,205	2,104	2,097	2,170	医師	2,297	2,939	2,475	2,355	2,666
	歯科	1,390	1,522	1,557	1,623	1,709	歯科医師	1,607	1,921	1,822	1,916	1,847
	薬局	2,205	2,376	2,509	2,798	2,616	薬剤師	3,052	3,588	3,383	3,538	3,430
	計	5,634	6,103	6,170	6,518	6,495	計	6,956	8,448	7,680	7,809	7,943
集個別指導	医科	4,742	4,565	4,499	4,170	4,305						
	歯科	5,043	5,085	5,003	5,058	5,002						
	薬局	3,769	3,702	3,967	3,851	3,928						
	計	13,554	13,352	13,469	13,079	13,235						
適時調査	医科	2,124	2,217	2,453	2,346	2,561						
	歯科	10	22	12	0	0						
	薬局	140	170	43	1	1						
	計	2,274	2,409	2,508	2,347	2,562						
監査	医科	100	53	37	35	37	医師	225	147	101	112	78
	歯科	45	35	47	45	45	歯科医師	96	78	98	148	81
	薬局	16	9	10	7	8	薬剤師	39	17	33	32	22
	計	161	97	94	87	90	計	360	242	232	292	181
取消 (取消相当含む)	医科	20	42	37	15	10	医師	10	12	9	8	7
	歯科	21	22	21	19	26	歯科医師	21	24	16	14	18
	薬局	4	8	1	7	1	薬剤師	3	6	1	8	1
	計	45	72	59	41	37	計	34	42	26	30	26

年度 取消の端緒	取消保険医療機関等数 (単位:件)				
	23	24	25	26	27
保険者等からの情報提供	26	38	30	25	20
その他	19	34	29	16	17
合計	45	72	59	41	37

年度	返 還 金 額 (単位:万円)				対前年度比増▲減
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	合 計	
23	207,754	558,133	63,513	829,401	—
24	405,599	722,491	175,799	1,303,890	474,489
25	341,903	617,508	501,756	1,461,167	157,277
26	413,453	651,527	267,397	1,332,377	▲128,790
27	451,089	763,351	29,297	1,243,737	▲88,640

8. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（都道府県別）

都道府県	個 別 指 導				新 規 個 別 指 導				集 団 的 個 別 指 導				適 時 調 査				監 査			
	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
01 北海道	41	19	16	76	41	39	31	111	0	238	165	403	189	0	0	189	1	2	1	4
02 青 森	24	24	24	72	20	9	32	61	35	41	47	123	45	0	0	45	0	0	0	0
03 岩 手	28	24	23	75	12	10	16	38	33	49	45	127	46	0	0	46	0	1	0	1
04 宮 城	38	34	44	116	38	23	58	119	53	85	86	224	69	0	0	69	0	2	0	2
05 秋 田	14	19	18	51	19	6	24	49	24	37	43	104	43	0	0	43	0	0	1	1
06 山 形	33	17	22	72	14	9	25	48	31	32	44	107	45	0	0	45	1	1	0	2
07 福 島	43	35	35	113	14	13	18	45	53	70	62	185	63	0	0	63	0	1	0	1
08 茨 城	42	48	43	133	30	27	43	100	55	107	93	255	48	0	0	48	0	0	0	0
09 栃 木	38	35	29	102	23	11	38	72	38	77	61	176	37	0	0	37	0	0	0	0
10 群 馬	7	29	15	51	26	19	48	93	59	66	61	186	32	0	0	32	1	1	0	2
11 埼 玉	72	82	80	234	104	111	129	344	145	187	192	524	49	0	0	49	0	0	0	0
12 千 葉	51	44	66	161	110	93	106	309	101	250	168	519	55	0	0	55	0	1	0	1
13 東 京	62	35	82	179	345	268	308	921	525	785	286	1,596	128	0	0	128	12	8	2	22
14 神奈川	64	75	111	250	187	150	226	563	282	353	247	882	60	0	0	60	1	0	0	1
15 新 潟	26	13	42	81	19	30	45	94	51	96	81	228	43	0	0	43	0	1	0	1
16 山 梨	14	17	16	47	16	16	15	47	31	28	31	90	24	0	0	24	0	0	0	0
17 長 野	44	39	33	116	29	17	43	89	60	58	56	174	51	0	0	51	0	1	0	1
18 富 山	19	16	15	50	8	9	30	47	24	35	32	91	46	0	0	46	0	1	0	1
19 石 川	31	17	16	64	14	10	26	50	26	36	37	99	71	0	0	71	0	0	0	0
20 岐 阜	9	28	7	44	45	32	74	151	68	48	73	189	41	0	0	41	3	0	1	4
21 静 岡	36	53	46	135	54	45	88	187	133	129	125	387	50	0	0	50	0	2	0	2
22 愛 知	50	57	88	195	154	109	153	416	236	293	226	755	70	0	0	70	2	0	0	2
23 三 重	25	32	29	86	21	12	34	67	54	63	56	173	52	0	0	52	0	0	0	0
24 福 井	11	12	10	33	6	7	14	27	18	19	21	58	38	0	0	38	0	0	0	0
25 滋 賀	28	22	21	71	25	9	38	72	37	28	39	104	35	0	0	35	0	1	0	1
26 京 都	14	16	35	65	55	37	46	138	155	105	69	329	66	0	0	66	0	0	0	0
27 大 阪	45	47	21	113	193	168	210	571	570	434	286	1,290	101	0	0	101	4	4	0	8
28 兵 庫	51	23	24	98	125	61	111	297	221	236	188	645	63	0	0	63	1	4	0	5
29 奈 良	28	23	18	69	25	15	23	63	55	26	36	117	38	0	0	38	1	2	0	3
30 和歌山	23	22	17	62	18	7	26	51	46	39	33	118	38	0	0	38	1	0	0	1
31 鳥 取	9	11	11	31	8	5	4	17	21	18	18	57	26	0	0	26	0	1	1	2
32 島 根	23	12	12	47	10	4	10	24	27	23	21	71	30	0	0	30	0	0	0	0
33 岡 山	21	6	29	56	35	24	41	100	97	0	52	149	58	0	0	58	2	1	0	3
34 広 島	23	14	59	96	63	52	51	166	147	121	96	364	59	0	0	59	1	0	1	2
35 山 口	39	24	31	94	17	11	19	47	50	54	58	162	50	0	0	50	1	0	0	1
36 徳 島	23	16	15	54	9	8	22	39	36	32	31	99	38	0	0	38	0	2	0	2
37 香 川	26	19	21	66	9	13	27	49	28	30	40	98	40	0	0	40	1	1	0	2
38 愛 媛	45	29	22	96	11	9	30	50	49	54	43	146	41	0	0	41	0	0	0	0
39 高 知	15	13	15	43	4	10	15	29	31	30	30	91	44	0	1	45	0	1	0	1
40 福 岡	43	53	72	168	92	84	120	296	257	240	207	704	93	0	0	93	1	2	0	3
41 佐 賀	27	16	20	63	13	8	17	38	31	32	39	102	42	0	0	42	0	0	0	0
42 長 崎	53	31	29	113	18	10	20	48	74	62	57	193	55	0	0	55	2	1	0	3
43 熊 本	56	32	29	117	18	30	51	99	50	55	61	166	52	0	0	52	1	0	0	1
44 大 分	36	20	20	76	12	12	13	37	50	43	41	134	53	0	0	53	0	1	0	1
45 宮 崎	36	21	22	79	7	19	25	51	35	41	44	120	47	0	0	47	0	0	1	1
46 鹿児島	46	33	33	112	24	16	38	78	64	67	65	196	55	0	0	55	0	2	0	2
47 沖 縄	34	24	20	78	30	22	35	87	39	50	36	125	42	0	0	42	0	0	0	0
合 計	1,566	1,331	1,506	4,403	2,170	1,709	2,616	6,495	4,305	5,002	3,928	13,235	2,561	0	1	2,562	37	45	8	90

9. 保険医療機関等取消等状況

都道府県名		保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
		名 称	区分	指定取消年月日 () は取消相当	返還額	主な事故内容	氏 名	登録取消年月日 () は取消相当
1	北 海 道	医療法人社団 板垣小児科内科医院 (H27. 4. 8廃止)	医	(H27. 10. 21)	26,715千円	架空請求、付増請求、その他の請求	板垣 康夫	H27. 10. 21
2	北 海 道	医療法人社団大鷹会 環状通わたべ歯科 (H27. 9. 15廃止)	歯	(H27. 10. 21)	精査中	付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	渡部 一大	H27. 10. 21
3	北 海 道	おくやま歯科医院	歯	H28. 2. 8	精査中	架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	奥山 雅貴	H28. 2. 8
4	岩 手	高橋歯科医院	歯	H27. 10. 21	精査中	付増請求、振替請求	高橋 英一	H27. 10. 21
5	宮 城	畑岡歯科医院	歯	H27. 6. 4	14,060千円	振替請求	畑岡 拓	H27. 6. 4
6	宮 城	ふたば歯科	歯	H28. 2. 25	精査中	振替請求、付増請求	尾形 定義	H28. 2. 25
7	福 島	医療法人 アップル歯科医院	歯	H27. 9. 9	精査中	付増請求、振替請求、その他の請求	根本 隆一	H27. 9. 9
8	福 島	二本松訪問歯科クリニック (H26. 3. 25廃止)	歯	(H27. 9. 9)	5,531千円	その他の請求	—	—
9	栃 木	林歯科クリニック	歯	H27. 5. 22	480千円	振替請求	林 秀城	H27. 5. 22
10	埼 玉	三原歯科医院 (H27. 3. 31廃止)	歯	(H28. 1. 22)	1,816千円	付増請求、振替請求、二重請求	三原 一男 (H27. 11. 14登録抹消) 三原 俊介	(H28. 1. 22) H28. 1. 22
11	東 京	医療法人社団樺島会 樺島病院 (H27. 7. 8廃止)	医	(H27. 10. 23)	精査中	その他の請求	—	—
12	東 京	三原薬局 (H26. 6. 16廃止)	薬	(H28. 3. 18)	精査中	付増請求	丹野 和彦	H28. 3. 18
13	山 梨	コマキ歯科 (H25. 3. 14廃止)	歯	(H27. 6. 25)	1,914千円	付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	—	—
14	山 梨	医療法人社団健昌会 コマキ歯科 (H26. 9. 2廃止)	歯	(H27. 6. 25)	86千円	付増請求、振替請求	—	—
15	長 野	諏訪湖スパクリニック歯科 (H25. 3. 31廃止)	歯	(H27. 6. 25)	1,389千円	付増請求、振替請求、その他の請求	—	—
16	静 岡	水野歯科クリニック	歯	H28. 2. 18	精査中	付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	水野 重康	H28. 2. 18
17	大 阪	はざの皮膚科	医	H27. 10. 29	232千円	付増請求、振替請求、その他の請求	碓野 比呂江	H27. 10. 29
18	大 阪	医療法人貴綾会 石川クリニック	医	H27. 5. 5	4,515千円	架空請求、付増請求、その他の請求	—	—
19	大 阪	医療法人 丸山診療所 (H25. 12. 31廃止)	医	(H27. 10. 22)	精査中	架空請求、付増請求	丸山 貴靖	H27. 10. 22
20	大 阪	ナガヤマクリニック	医	H27. 12. 14	3,575千円	付増請求	長山 栄勲	H27. 12. 14
21	大 阪	佐々木診療所 (H28. 2. 20廃止)	医	(H28. 2. 29)	精査中	架空請求、付増請求、振替請求	佐々木 俊夫	H28. 2. 29
22	大 阪	狭川歯科医院	歯	H27. 4. 2 【執行停止中】	精査中	付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	狭川 正	H27. 4. 2 【執行停止中】
23	大 阪	医療法人社団栢和会 高槻ハート歯科 (H27. 1. 31廃止)	歯	(H27. 11. 12)	精査中	付増請求、振替請求、その他の請求	—	—
24	大 阪	医療法人社団栢和会 新大阪デンタルクリニック (H27. 1. 31廃止)	歯	(H27. 11. 12)	1,621千円	振替請求、その他の請求	—	—
25	兵 庫	医療法人社団栢和会 甲南デンタルクリニック	歯	H27. 4. 2	精査中	振替請求、その他の請求	—	—

都道府県名		保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
		名 称	区分	指定取消年月日 () は取消相当	返還額	主な事故内容	氏 名	登録取消年月日 () は取消相当
26	奈 良	小明眼科クリニック (H24. 4. 30廃止)	医	(H27. 7. 21)	1,750千円	振替請求	—	—
27	奈 良	奈良デンタルクリニック (H25. 9. 30廃止)	歯	(H28. 1. 22)	精査中	付増請求、振替請求、その他の請求	—	—
28	奈 良	医療法人社団柊和会 奈良デンタルクリニック (H28. 1. 18廃止)	歯	(H28. 1. 22)	精査中	振替請求、その他の請求	—	—
29	和 歌 山	たまき皮膚科耳鼻科 (H26. 12. 31廃止)	医	(H27. 12. 7)	14,590千円	付増請求、振替請求	玉置 かおり (H27. 8. 9登録抹消)	(H27. 12. 7)
30	鳥 取	大草歯科医院 (H27. 10. 29廃止)	歯	(H27. 12. 14)	2,071千円	付増請求、振替請求	大草 了	H27. 12. 14
31	岡 山	医療法人 水島圭一内科医院	医	H27. 12. 14	精査中	架空請求、付増請求	水島 圭一	H27. 12. 14
32	福 岡	みつおみ歯科医院 (H26. 11. 25廃止)	歯	(H27. 5. 26)	精査中	監査拒否	尾形 光臣 (H26. 12. 26登録抹消)	(H27. 5. 26)
33	福 岡	末松歯科クリニック	歯	H28. 3. 8	精査中	付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	末松 明	H28. 3. 8
34	佐 賀	えさき歯科 (H27. 3. 31廃止)	歯	(H27. 5. 26)	4,768千円	架空請求、付増請求、振替請求	江崎 智康	H27. 5. 26
35	長 崎	藤山歯科医院 (H27. 5. 1辞退)	歯	(H28. 3. 8)	精査中	監査拒否	藤山 朝弘 (H27. 7. 16登録抹消)	(H28. 3. 8)
36	鹿 児 島	医療法人 福重歯科医院 (H27. 9. 30廃止)	歯	(H27. 10. 22)	1,122千円	付増請求、振替請求	福重 俊郎	H27. 10. 22
37	沖 縄	ラビット歯科	歯	H27. 5. 26	精査中	振替請求、二重請求、その他の請求	飛土 明洋	H27. 5. 26
		○保険医療機関等	指定取消	指定取消相当	○保険医等		登録取消	登録取消相当
		医 科	4件	6件	医 師		6人	1人
		歯 科	11件	15件	歯科医師		15人	3人
		薬 局	0件	1件	薬 剤 師		1人	0人
		計	15件	22件	計		22人	4人

※ 返還額は、平成28年10月末現在のものである。

10. 保険医療機関等の取消等に係る主な事例

【医科】

保険医療機関等名	(和歌山県) たまき皮ふ科耳鼻科	【平成 26 年 12 月 31 日廃止】
不正の区分	付増請求、振替請求	(返還金額 14,590 千円)
不正の内容等	1. 監査に至った経緯 患者の母親から、日高川町及び和歌山県を通じて近畿厚生局和歌山事務所に対し、医療費通知に記載された医療費の額が高いので、日高川町役場で診療報酬明細書を確認したところ、受けた記憶がない処置、手術及び検査が請求されている旨の情報提供があった。個別指導を実施したところ、検査を実施していないにもかかわらず、診療録に不実記載し診療報酬を請求していたことを認めたため、個別指導を中止し、監査を実施した。 2. 監査結果 ・実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。 3. 処分等 平成 27 年 12 月 7 日 元保険医療機関の指定取消相当、元保険医の登録取消相当 ※当該保険医療機関は平成 26 年 12 月 31 日付で廃止、当該保険医は平成 26 年 12 月 31 日付で登録抹消をしていることから、指定及び登録の取消相当の取扱いとしている。	

【歯科】

保険医療機関等名	(佐賀県) えさき歯科	【平成 27 年 3 月 31 日 廃止】
不正の区分	架空請求、付増請求、振替請求	(返還金額 4,768 千円)
不正の内容等	1. 監査に至った経緯 個別指導を実施したところ、保険医は歯科医師 1 人であるにもかかわらず、異なる施設の複数の患者に対して同じ時刻に歯科訪問診療を行ったとする請求が散見された。このことについて説明を求めたところ、明確な回答が得られなかったことから個別指導を中断。再開した個別指導において、歯科訪問診療に関する疑義がさらに強まったため、個別指導を中止し、監査を実施した。 2. 監査結果 ・実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。 3. 処分等 平成 27 年 5 月 26 日 元保険医療機関の指定取消相当、保険医の登録取消 ※当該保険医療機関は平成 27 年 3 月 31 日付で廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとしている。	

【薬局】

保険医療機関等名	(東京都) 三原薬局	【平成 26 年 6 月 16 日廃止】
不正の区分	架空請求、付増請求	(返還金額 精査中)
不正の内容等	1. 監査に至った経緯 個別指導を実施したところ、特定の医療機関から虚偽の日付を交付年月日に記載した処方せんを受けて欲しい旨依頼され、それに応じ調剤を行った旨の発言があり、不正請求が強く疑われたことから、個別指導を中止し、監査を実施した。 2. 監査結果 ・実際には行っていない保険調剤を行ったものとして調剤報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険調剤に行っていない保険調剤を付け増して、調剤報酬を不正に請求していた。 3. 処分等 平成 28 年 3 月 18 日 元保険薬局の指定取消相当、保険薬剤師の登録取消 ※当該保険薬局は平成 26 年 6 月 16 日付で廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとしている。	

(用 語 解 説)

I 全般的事項

1 保険医療機関等

保険医療機関及び保険薬局の総称。医療機関または薬局の申請に基づき、地方厚生(支)局長が指定する。指定を受けることにより、いわゆる保険診療（保険調剤を含む。以下同じ。）を提供できることとなる。

2 保険医等

保険医及び保険薬剤師の総称。医師、歯科医師または薬剤師の申請に基づき、地方厚生(支)局長が登録する。登録を受けることにより、いわゆる保険診療に従事できることとなる。

3 不正請求

診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分される。

① 架空請求

実際に診療（調剤を含む。以下同じ。）を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。

② 付増請求

診療行為の回数（日数）、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。

③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求すること。

④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。

⑤ その他の請求

- a 医師数、看護師数等が医療法の標準数を満たしていないにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- b 入院患者数の平均が基準以上であるにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- c 施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行った場合
- d 保険診療と認められないものを請求した場合（患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等）等。

4 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例：「指導の要点」を診療録（カルテ）に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに指導の要点を記載していない。

5 返還金額

個別指導、新規個別指導、適時調査または監査の結果、不正請求または不当請求が確認された場合に、同様の事故について保険医療機関等において自己点検のうえ地方厚生(支)局に提出した返還同意書に記載された金額。

本資料における返還金額は、指導に関するものであれば、平成27年度以前に個別指導または新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自己点検結果について、平成28年3月末までに地方厚生(支)局において返還同意書を受領したものである。

II 指導関係

1 指導

保険医療機関等、保険医等に対して、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬・調剤報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底する。（健康保険法第73条等）

実施対象や方法等により集団指導、集団的個別指導、個別指導に分類される。

2 個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。なお、個別指導にはこのほか、厚生労働省が主体となって実施する（特定）共同指導がある。

なお、指導完了後、その内容に応じ、必要な措置（経過観察・再指導・要監査）が採られる。

3 新規個別指導

個別指導のうち、新たに指定された保険医療機関等を対象として行われるもの。

4 集団的個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

III 適時調査関係

1 施設基準

一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生(支)局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常よりも高い点数が算定可能となるもの。具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約400種類の施設基準がある。

2 適時調査

施設基準を届け出ている保険医療機関等について、地方厚生(支)局が当該保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査。

IV 監査関係

1 監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握するために行う（健康保険法第78条等）

なお、監査完了後、確認された事実に応じ、必要な措置（取消処分・戒告・注意）が採られる。

本資料における監査件数（人数）は、平成27年度中に1回以上、監査を実施した保険医療機関等（保険医等）の件数（人数）を計上している。

2 取消

監査後に採られる行政上の措置の一つ。保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分のことであり、次のいずれかに該当する場合に取消処分の対象となる。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行った場合
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行った場合
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行った場合
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行った場合

取消処分を受けると、その旨が公表されるほか、原則として5年間、保険医療機関等の再指定及び保険医等の再登録を受けることができないこととなる。

3 取消相当

本来、取消処分（保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消）を行うべき事案について、保険医療機関等が既に廃止され、又は保険医等が既にその登録を抹消している等のため、これら行政処分を行えない場合に行われる取扱いであり、取消処分の場合と同様、取消相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定(再登録)を受けることができないこととなる。

各厚生局・都道府県事務所

(平成29年1月1日現在)

都道府県	事業所等の名称	電話番号
北海道	北海道厚生局	
	医療課	011-796-5105
	東北厚生局	
宮城	指導監査課(宮城)	022-206-5217
青森	青森事務所	017-724-9200
岩手	岩手事務所	019-907-9070
秋田	秋田事務所	018-800-7080
山形	山形事務所	023-609-0140
福島	福島事務所	024-503-5030
埼玉	関東信越厚生局	
	指導監査課(埼玉)	048-612-7508
	茨城事務所	029-277-1316
栃木	栃木事務所	028-341-8486
群馬	群馬事務所	027-896-0488
千葉	千葉事務所	043-379-2716
東京	東京事務所	03-6692-5126
神奈川	神奈川事務所	045-270-2053
新潟	新潟事務所	025-364-1847
山梨	山梨事務所	055-206-0569
長野	長野事務所	026-474-4346
愛知	東海北陸厚生局	
	指導監査課(愛知)	052-228-6179
	富山事務所	076-439-6570
石川	石川事務所	076-210-5140
岐阜	岐阜事務所	058-249-1822
静岡	静岡事務所	054-355-2015
三重	三重事務所	059-213-3533
大阪	近畿厚生局	
	指導監査課(大阪)	06-4791-7316
	福井事務所	0776-25-5373
滋賀	滋賀事務所	077-526-8114
京都	京都事務所	075-256-8681
兵庫	兵庫事務所	078-325-8925
奈良	奈良事務所	0742-25-5520
和歌山	和歌山事務所	073-421-8311
広島	中国四国厚生局	
	指導監査課(広島)	082-223-8209
	鳥取事務所	0857-30-0860

島根	島根事務所	0852-61-0108
岡山	岡山事務所	086-239-1275
山口	山口事務所	083-902-3171
	四国支局	
香川	指導監査課(香川)	087-851-9593
徳島	徳島事務所	088-602-1386
愛媛	愛媛事務所	089-986-3156
高知	高知事務所	088-826-3116
	九州厚生局	
福岡	指導監査課(福岡)	092-707-1125
佐賀	佐賀事務所	0952-20-1610
長崎	長崎事務所	095-801-4201
熊本	熊本事務所	096-284-8001
大分	大分事務所	097-535-8061
宮崎	宮崎事務所	0985-72-8880
鹿児島	鹿児島事務所	099-201-5801
沖縄	沖縄事務所	098-833-6006



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.